

排出量取引入門



2019年10月
東京都環境局

排出量取引入門の内容

1. 東京都の気候変動対策
2. 総量削減義務と排出量取引制度の概要
3. 排出量取引制度の概要
 - (1) 排出量取引の基本的な事柄
 - (2) 排出量取引の流れ
 - (3) 排出量取引に係る留意事項
4. 排出量取引に係る各種手続
5. クレジットの無効化についての手続と留意事項
6. 総量削減義務と排出量取引システムについて
7. 関係資料の掲載場所

＜本日の資料の掲載場所＞

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/trade/index.html



An aerial photograph of a city, likely Tokyo, showing a dense urban landscape with numerous skyscrapers and a large green park area in the foreground. The text "1. 東京都の気候変動対策" is overlaid on the image in a blue, bold font.

1. 東京都の気候変動対策

1-1 東京都の気候変動対策

～温室効果ガスの総量削減目標～

あるべき姿

省エネルギー・エネルギーマネジメントの推進により、エネルギー利用の高効率化・最適化が進展し、エネルギー消費量の削減と経済成長が両立した、持続可能な都市が実現している。産業・業務部門においては、事業者規模の大小にかかわらず、設備機器の効率的な運用・高効率化が進むとともに、低炭素なエネルギーの選択行動がとられている。

～目標～

【2006年12月「10年後の東京」】

●温室効果ガス排出量 「2020年までに、25%削減（2000年比）」

【2014年12月「東京都長期ビジョン」】

●エネルギー消費量 「2020年までに、20%削減（2000年比）」

【2016年3月「東京都環境基本計画」】

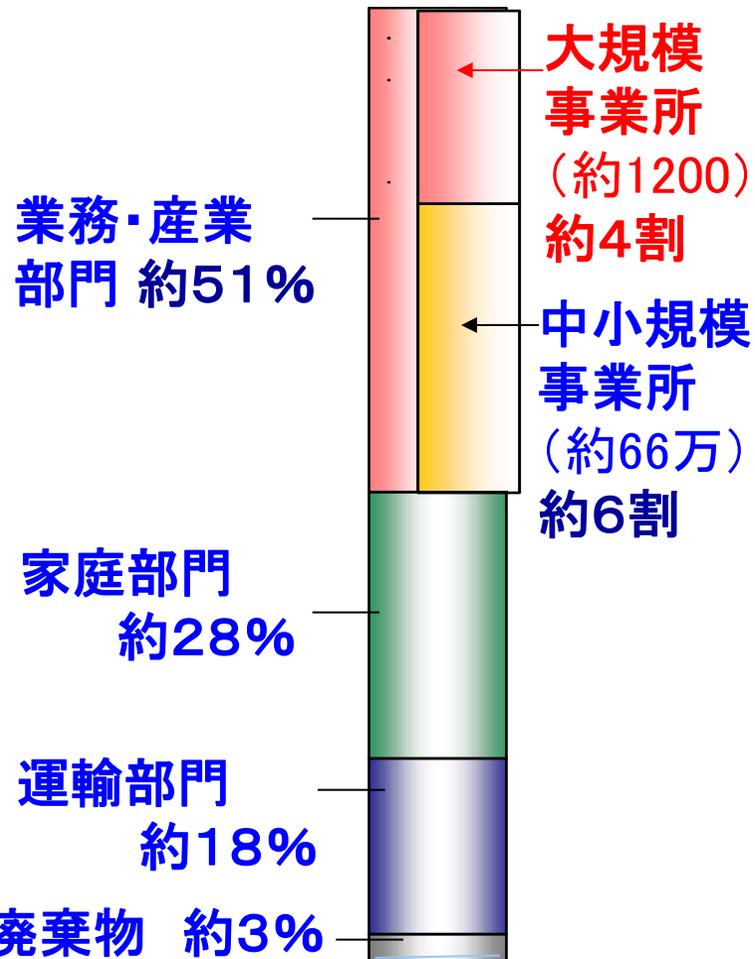
●温室効果ガス排出量 「2030年までに、30%削減（2000年比）」

●エネルギー消費量 「2030年までに、38%削減（2000年比）」

●再生可能エネルギー 「2030年までに、電力利用割合30%程度に」

1-2 東京都の気候変動対策 ~部門別の対策~

都CO₂排出量(6,006万トン)の部門別割合※



大規模事業所への「総量削減義務」の実施

- 総量削減義務と排出量取引制度

中小規模事業所の省エネを促進

- 地球温暖化対策報告書制度
- 中小テナントビルの省エネ改修支援

家庭の節電・省エネを進める

- 既存住宅の断熱性能の向上、ゼロエミ住宅の導入促進
- 家庭用燃料電池の普及促進 など

自動車部門のCO₂削減

- ZEV(燃料電池車、電気自動車など)の普及促進
- 交通・輸送における省エネルギー対策の推進 など

環境都市づくり制度の導入・強化

- 新築建築物の環境性能の評価と公表
- マンション環境性能表示
- 地域でのエネルギーの有効利用 など

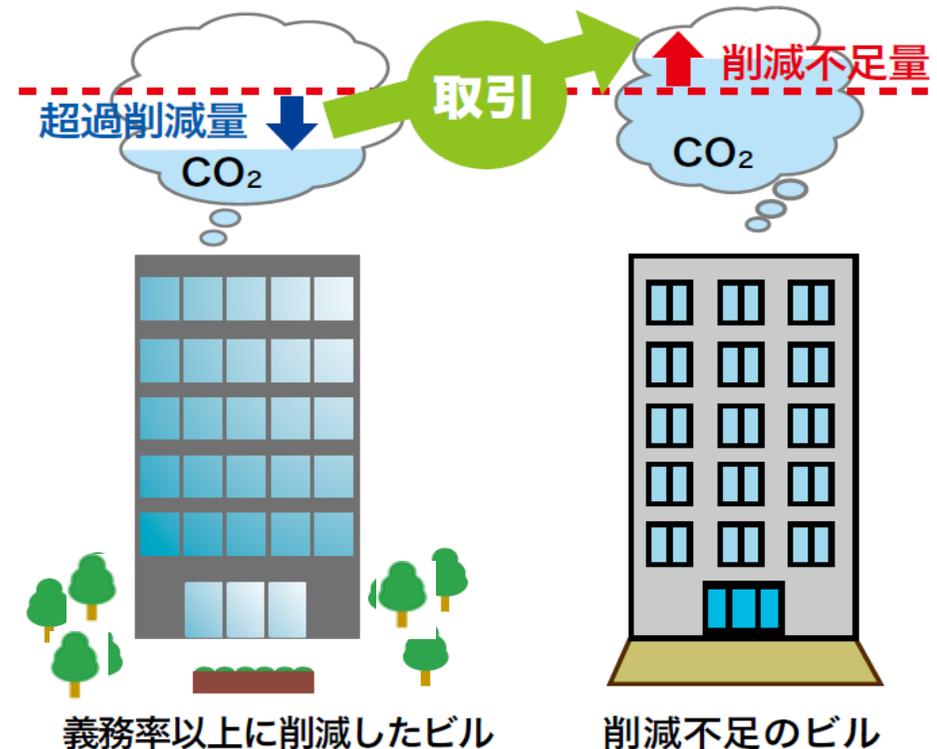
An aerial photograph of a city skyline, likely Tokyo, showing numerous skyscrapers and a large green park area in the foreground. The text is overlaid on a semi-transparent blue banner across the middle of the image.

2. 総量削減義務と排出量取引制度の概要

2-1. 総量削減義務と排出量取引制度~制度概要~

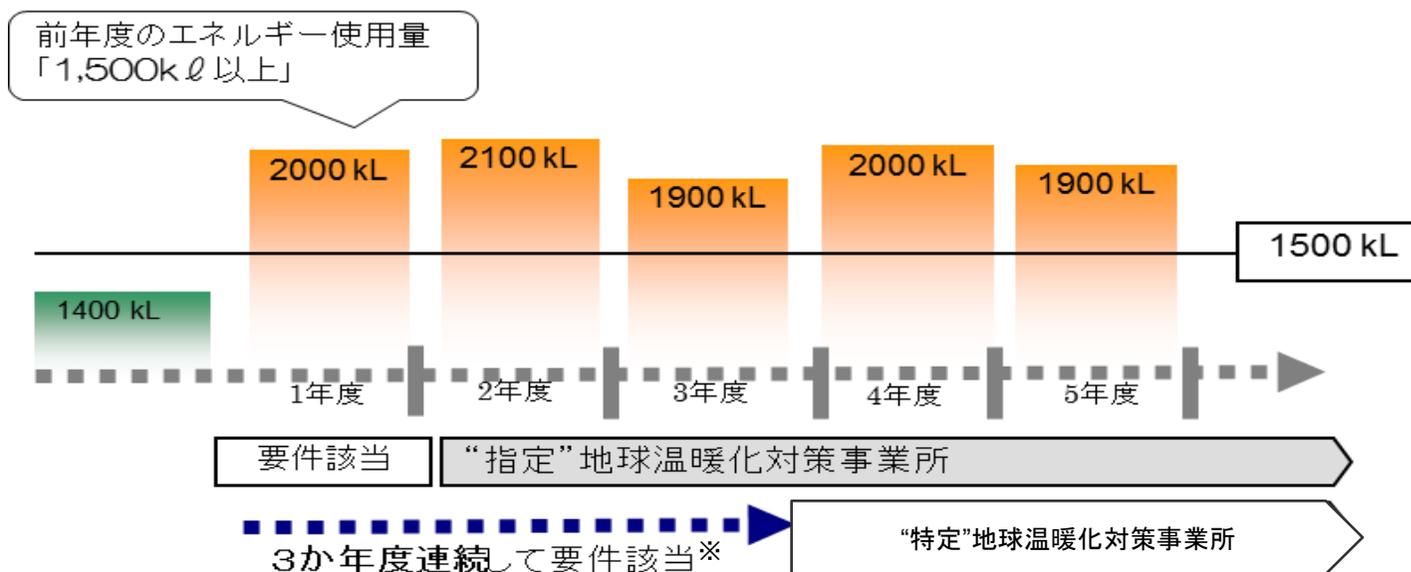
- オフィスビル等を対象とする世界初の都市型のキャップ&トレード制度
- 高効率機器への更新や運用対策の推進など、自らの事業所で削減対策を推進
- 自らの削減対策に加え、排出量取引での削減量の調達により、合理的に対策を推進することができる仕組み
- 大規模事業所間の取引に加え、各種クレジットの活用が可能

排出量取引のイメージ



2-2. 対象となる事業所 ~要件~

分類	要件
指定地球温暖化対策事業所	前年度の燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計1,500kL以上となった事業所
特定地球温暖化対策事業所	3か年度(年度の途中から使用開始された年度を除く。)連続して、燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計1,500kL以上となった事業所
指定相当地球温暖化対策事業所	前年度の燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計1,500kL以上となった事業所で中小企業等が1/2以上所有している事業所



※“指定相当”地球温暖化対策事業所を除く。

2-3. 対象となる事業所 ～義務となる事項～

分類	位置付け	義務となる事項
指定地球温暖化対策事業所	地球温暖化対策を特に推進する必要がある事業所	<ul style="list-style-type: none"> 前年度の原油換算エネルギー使用量、特定温室効果ガス排出量の算定(検証が必須) 前年度のその他ガス排出量の算定(検証不要) 削減目標と削減計画の設定
		<ul style="list-style-type: none"> 統括管理者・技術管理者の選任
		<ul style="list-style-type: none"> テナント事業者との協力推進体制
		<ul style="list-style-type: none"> 上記を記した計画書の提出・公表
特定地球温暖化対策事業所	特定温室効果ガス排出量の削減義務が課される事業所	<ul style="list-style-type: none"> 上記「指定地球温暖化対策事業所」の義務となる事項 特定温室効果ガスの削減義務
		<ul style="list-style-type: none"> 自らの事業所における削減
		<ul style="list-style-type: none"> 削減義務量不足分の取引による調達(再生可能エネルギーの活用、他の事業所の削減量の調達ほか)
		<ul style="list-style-type: none"> 基準排出量の申請

指定相当地球温暖化対策事業所については、指定地球温暖化対策事業所に準じて計画書の提出・公表等が必要。

ただし、前年度の特定温室効果ガス排出量の検証は不要。

2-4. 総量削減義務と排出量取引制度 ~削減義務率~

- 対象 約1,200 事業所
- 削減義務率

区 分		第1計画期間	第2計画期間	第3計画期間
I-1	オフィスビル等*1と地域冷暖房施設 (「区分I-2」に該当するものを除く。)	8%	17%	27%
I-2	オフィスビル等*1のうち、他人から供給された熱に係るエネルギーを多く利用している*2事業所	6%	15%	25%
II	区分I-1、区分I-2以外の事業所 (工場等*3)	6%	15%	25%

※1 オフィスビル、官公庁庁舎、商業施設、宿泊施設、教育施設、医療施設等

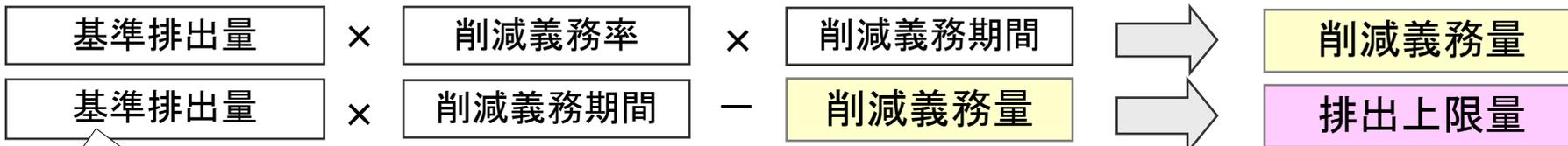
※2 事業所の全エネルギー使用量に占める他人から供給された熱に係るエネルギーの割合が20%以上

※3 工場、上下水施設、廃棄物処理施設等

《新たに特定地球温暖化対策事業所となる事業所の削減義務率》

- 第2計画期間中に新たに特定地球温暖化対策事業所となった事業所は、特定地球温暖化対策事業所になってから5年度目までは第1期の削減義務率を適用し、その後の5年間は第2期の削減義務率を適用する
- 第3計画期間中に新たに特定地球温暖化対策事業所となる事業所は、原則第2計画期間の削減義務率を適用ただし、経過措置として、第3計画期間の4年度目までは第1期の削減義務率を適用する

2-5. 総量削減義務の内容

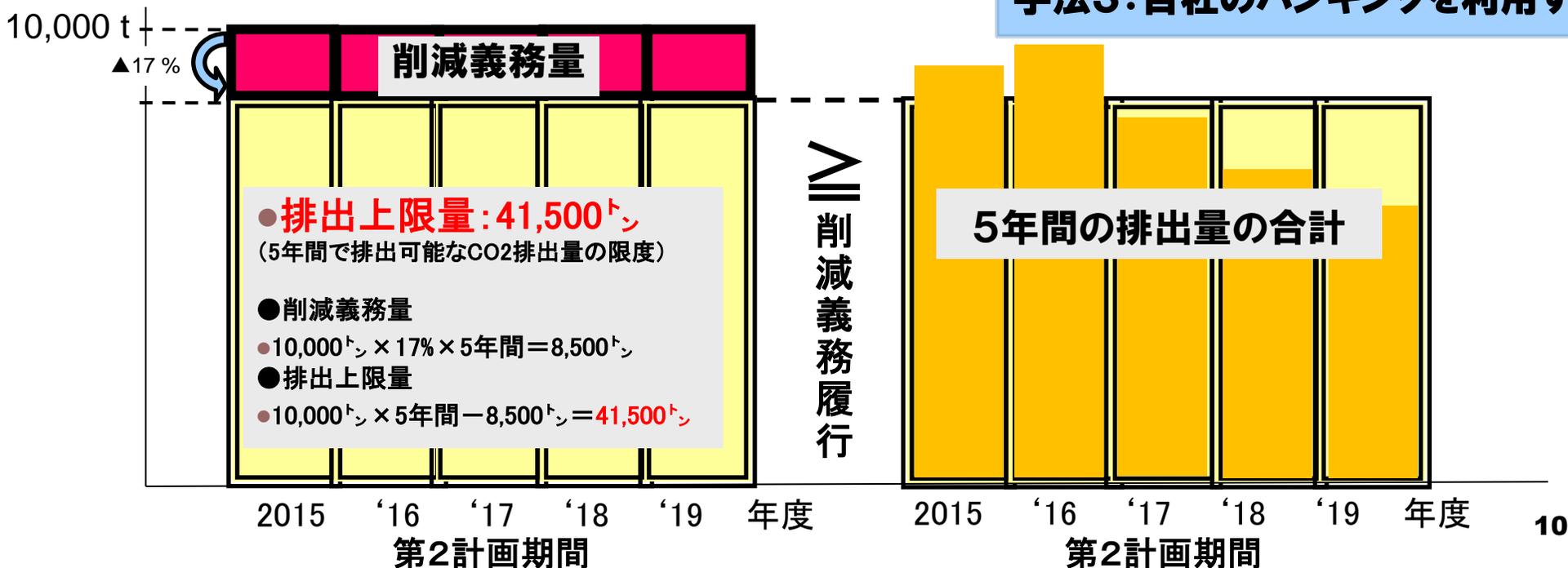


削減義務期間の排出量を、上記で定まる排出上限量以下にする

実際の排出量と比較する時の基準となる排出量

- 手法1: 自らで削減する
- 手法2: 排出量取引を行う
- 手法3: 自社のバンキングを利用する

(例)「基準排出量」: 10,000 t
 第2計画期間の削減義務率: ▲17%削減 の場合



2-6. 総量削減義務と排出量取引制度 ~削減計画期間~

● 削減計画期間:5年間

(第1計画期間:2010~2014年度)

第2計画期間:2015~2019年度

第3計画期間:2020~2024年度

● 総量削減義務の履行期限

計画期間終了後、1年6ヶ月間の整理期間の末日が、履行期限となる。

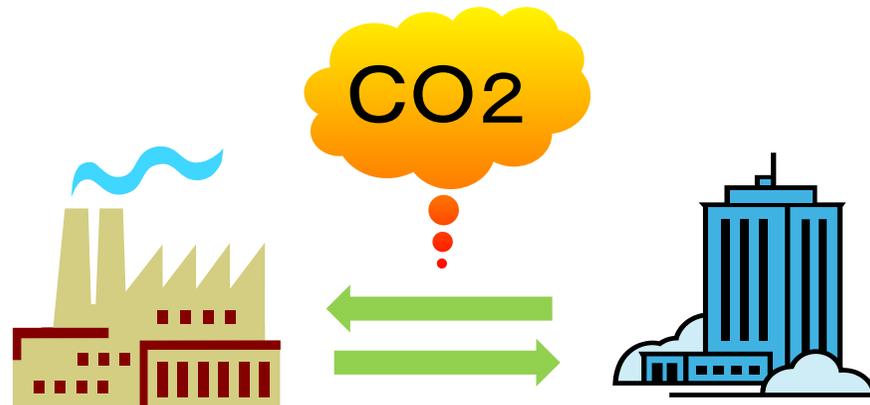
- (第1計画期間の整理期間は2015年4月~2016年9月末)
- 第2計画期間の整理期間は2020年4月~2021年9月末
- 第3計画期間の整理期間は2025年4月~2026年9月末

※ 削減義務量及び年度排出量確定時点で、整理期間の終了まで180日以下の場合は、それらの確定後180日を経過した日が履行期限となる。



3 排出量取引制度の概要

(1) 排出量取引の基本的な事柄



排出量取引について

＜位置付け＞

- 早い段階から、組織的な検討体制を構築して取引の必要性を判断し、必要な場合は、クレジット取得のための準備を進めてください。

＜原則＞

- 都の排出量取引は**相対取引**である。
- 取引価格は、取引する**当事者同士**の交渉・合意により決定する。
- 取引価格に対する上限価格、下限価格等の制約は特
にない。

排出量取引では“クレジット”が取引できる

“クレジット”とは削減対策の実施により得られる温室効果ガスの削減量のこと。

以下の5種類が該当する。

クレジット等名称	概要
超過削減量	対象事業所が義務量を超えて削減した量
都内中小クレジット	都内中小規模事業所における認定基準に基づく対策による削減量
再エネクレジット	再生可能エネルギー環境価値 (その他削減量:グリーンエネルギー証書又はRPS法における新エネルギー相当量などの他制度による環境価値、環境価値換算量:都が認定する設備により創出された環境価値)
都外クレジット	都外の大規模事業所の省エネ対策による削減量 (削減義務量相当を超えた量に限る)
埼玉連携クレジット	埼玉県目標設定型排出量取引制度で認定される超過削減量、中小クレジット

<クレジットの有効期間(バンキング等)>

第n計画期間の削減量

第n計画期間及び第n+1計画期間の削減義務に利用可能(有効期限は、第n+1計画期間の整理期間終了まで)

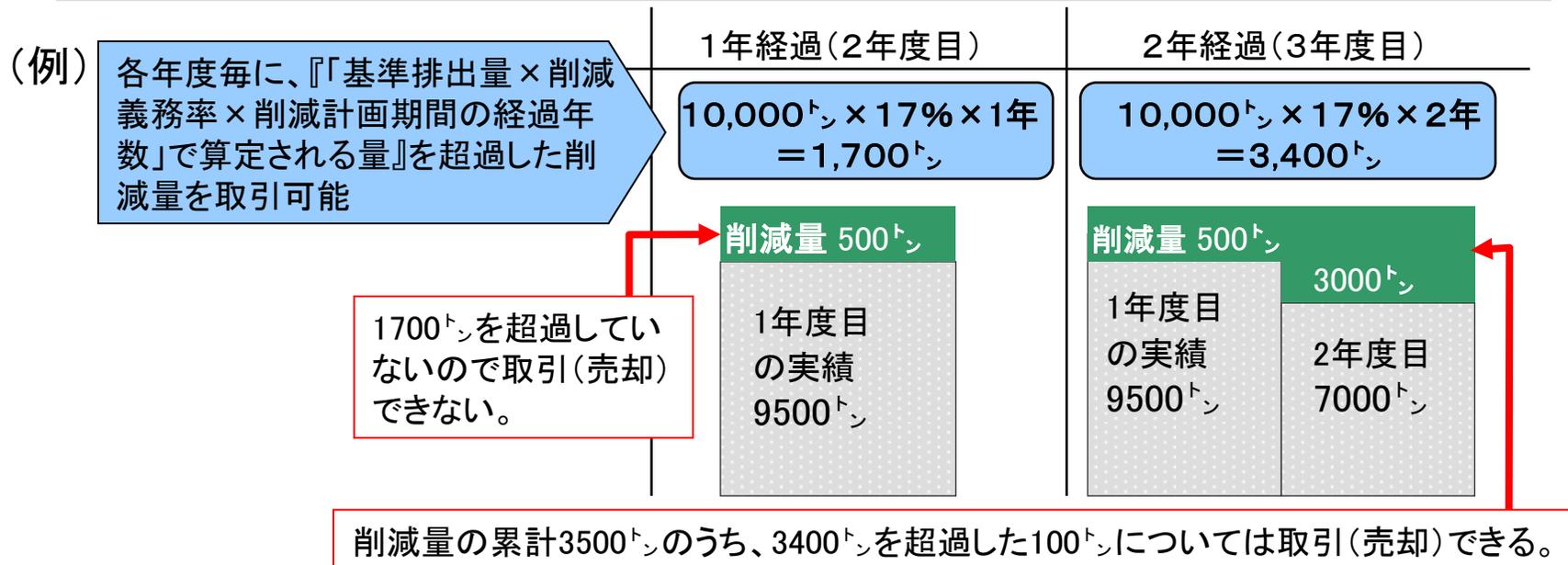
* 第1計画期間のクレジットの有効期限は、第2計画期間の整理期間末(2021年9月末)

クレジットの種類

～超過削減量①～

(ア)削減義務量を、削減計画期間の各年度に按分し、その超過量については、計画期間2年度目からの移転も可能

削減計画期間の終了前でも、各年度、削減義務量の一定割合を超える削減実績をあげた事業者は、その削減実績の売却が可能な仕組み

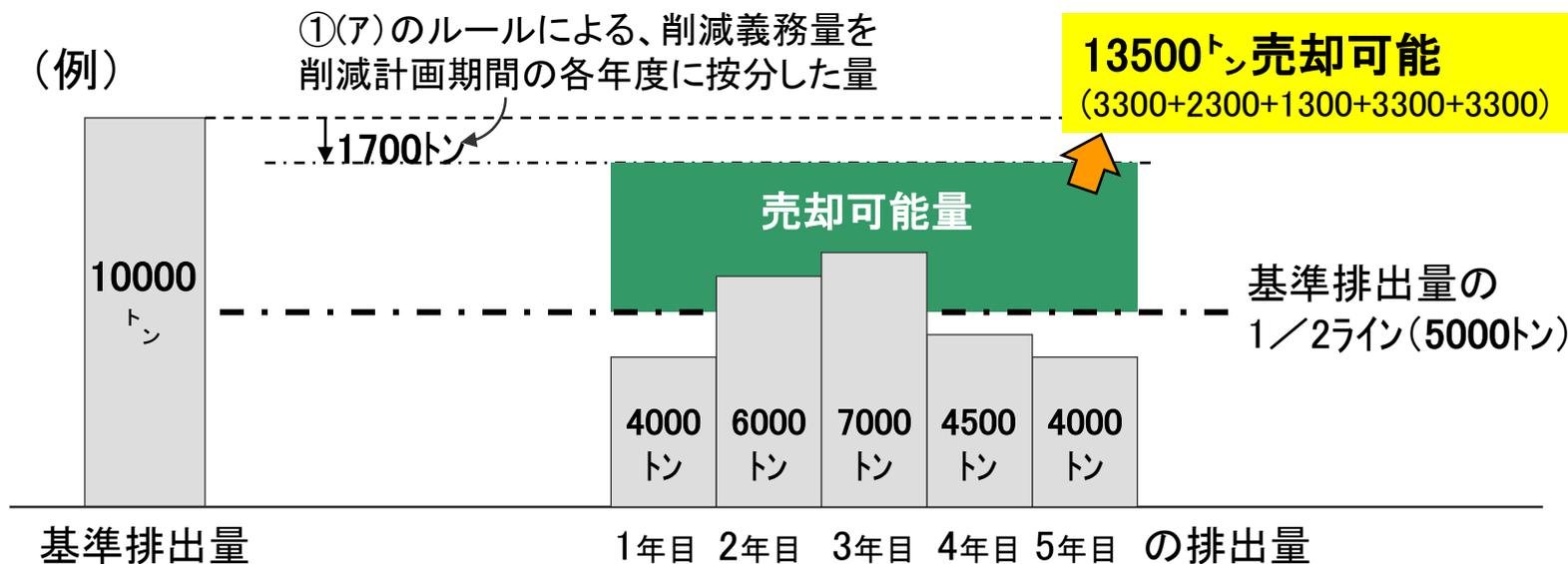
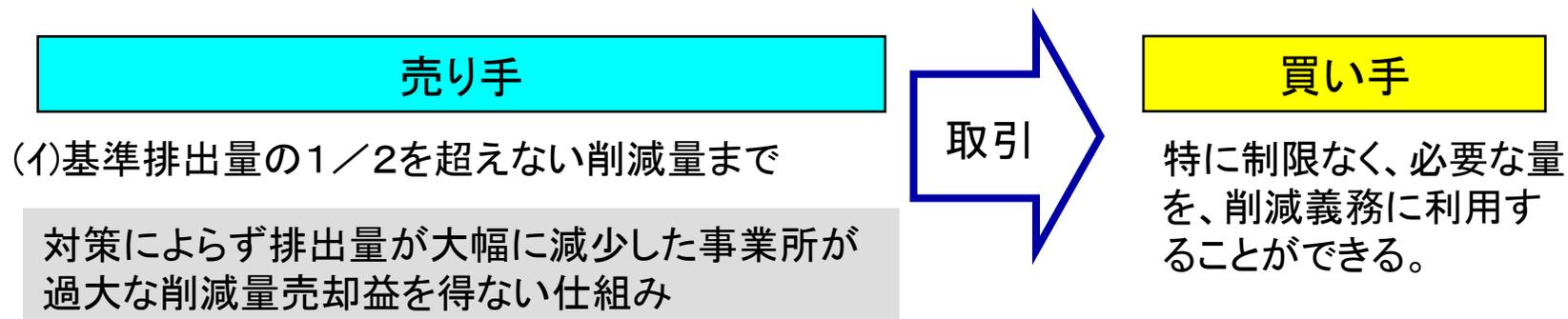


※その他ガス削減量がある場合の超過削減量の算定方法

その他ガス削減量は、排出量取引へ利用できないが、対象事業所自身の削減義務に優先的に充てることにより、CO₂削減量のうち、超過削減量として発行できる量を増加させることが可能

クレジットの種類

～超過削減量②～



クレジットの種類

～都内中小クレジット（都内削減量）～

売り手

(ア)地球温暖化対策報告書(中小規模事業所が作成する報告書)を提出している事業所

(イ)事業所範囲は、原則として建物単位とし、テナント単位、区分所有者単位等建物の一部分とすることも可能(ただし、重複申請はできない)。複数の建物等をまとめて申請することも可能。

※中小規模事業所の設備更新権限を有する者又は当該権限を有する者から同意を得た者が申請できる。

<特長>

●削減量の算定・検証手続の簡素化により、中小規模事業所の排出量取引への参加を促進する仕組み

●都があらかじめ提示する削減対策項目に基づき、高効率な設備機器への更新など、都内中小規模事業所における自らの削減対策を促進

買い手

特に制限なく、必要な量を、削減義務に利用できる。

取引

●削減対策項目のイメージ

区分	削減対策項目	区分	削減対策項目
1.熱源・熱搬送設備	高効率熱源機器の導入(1.1)	3.照明・電気設備	高効率照明器具の導入(3.1)
	高効率冷却塔の導入(1.2)		高輝度型誘導灯の導入(3.2)
	高効率空調用ポンプの導入(1.3)		高効率変圧器の導入(3.3)
	空調用ポンプの変流量制御の導入(1.4)		照明の省エネ制御の導入(3.4)
2.空調・換気設備	高効率パッケージ形空調機の導入(2.1)	4.その他	高効率給湯システムの導入(4.1)
	高効率空調機の導入(2.2)		エレベーターの省エネ制御の導入(4.2)
	全熱交換器等の導入(2.3)		高効率コンプレッサーの導入(4.3)
	高効率空調・換気用ファンの導入(2.4)		その他の高効率ポンプ・フロア・ファン等の導入(4.4)
	空調の省エネ制御の導入(2.5)		高効率冷凍冷蔵設備の導入(4.5)
換気の省エネ制御の導入(2.6)	高効率工業炉の導入(4.6)		
	高性能ガラス等の導入(4.7)		

クレジットの種類

～再エネクレジット①～

売り手

「環境価値換算量」
「グリーンエネルギー証書※1」
「RPS法新エネルギー等電気相当量※2」

※1 平成20年度以降に発行又は発電(熱)されたもの。

※2 平成20年度以降に発行又は発電されたものであって、RPS法上の義務履行に活用されていないものに限る。

取引

買い手

量の制限はなく、必要な量を、削減義務に利用することができる。

◆第1、第2計画期間における換算率

現 行

・重点的に供給拡大を図る再エネは、インセンティブを高めるため、換算率(1.5倍)により重み付けしてクレジットを認定

太陽光、太陽熱※3、風力、地熱、水力(出力1,000kW以下)

⇒ 1.5倍 してクレジット認定

バイオマス※4

⇒ 1.0倍 してクレジット認定

◆第3計画期間における換算率

第3期(一部改正)

・再エネの発電コストの低減、再エネの選択肢の多様化から、全て1.0倍してクレジットを認定※5

太陽光、太陽熱※3、風力、地熱、水力(出力1,000kW以下)

⇒ 1.0倍 してクレジット認定

バイオマス※4

※3 現在は、グリーン熱証書のみを対象

※4 バイオマス比率が95%以上のものに限る。黒液は除く。

※5 「1.0倍」の適用に関する詳細は、再エネクレジット算定ガイドラインや取引セミナー等で、別途、お知らせします。

クレジットの種類 ～再エネクレジット②～

●対象となる再生可能エネルギーの種類

太陽光(太陽熱を含む)、風力、地熱、水力(千kW以下)、バイオマス(①バイオマス比率が95%以上のものに限る。②黒液を除く。)

●電力量(熱量)認証申請・再エネクレジット発行申請の対象者

当該グリーン電力(熱)証書の最終所有者(グリーンエネルギー認証機関に届け出た最終所有者)であり、かつ本制度対象事業所の削減義務者であるもの

●留意事項

- ✓ 当該グリーン電力(熱)証書の使用目的(用途)について、本制度へ利用することが明確になっていること
- ✓ グリーンエネルギー証書によるグリーンエネルギー活用を温対法やCDP等にも利用する場合は、算定対象となる施設・年度が一致している必要がある。

クレジットの種類 ～再エネクレジット③～

その他削減量の有効期間について

◆第2計画期間末までにグリーンエネルギー証書等※1として発行※2された量

現 行

<第X計画期間に発電又は発行された発電量>

第X計画期間 及び 第X+1計画期間の削減義務の履行に利用可能
(有効期限は第X+1計画期間の整理期間終了時まで)

◆第3計画期間以降にグリーンエネルギー証書等として発行された量

第3期(一部改正)

<発電期間の末日が第n計画期間の発電量>

第n計画期間 及び 第n+1計画期間の削減義務の履行に利用可能
(有効期限は第n+1計画期間の整理期間終了時まで)

- 第3計画期間以降にグリーンエネルギー証書・新エネルギー等電気相当量として発行された量は、発行された計画期間に関わらず、発電期間の末日が属する計画期間及び翌計画期間の義務履行に利用できる。

※1：「グリーンエネルギー証書（グリーン電力証書及びグリーン熱証書）」、「RPS法新エネルギー等電気相当量」

※2：「グリーンエネルギー証書」の発行日とは、原則「グリーンエネルギー認証機関に届け出た発行日」を「RPS法新エネルギー等電気相当量」の発行とは、RPS室に提出した新エネルギー等電気相当量の記録届出書が受理されることをいう。

クレジットの種類

～都外クレジット（都外削減量）～

売り手

- 基準年度の年間エネルギー使用量が1500kℓ以上で、基準排出量が15万トン以下の都外大規模事業所（中小規模事業所は当面、対象外とする。）
- 当初申請時及び削減量認定申請時に、設備導入対策の実施による推計削減率の合計が、都が指定する推計削減率以上であること。

取引

買い手

削減義務量の1/3までを上限として、削減義務に利用できる。

- 都制度の最大の目的は、都内でのCO₂総量削減の実現
- 都外クレジットは、計画的な省エネ投資を全国的に進める企業の対策の効率性を考慮し、都制度の対象事業所と同等規模の都外事業所における、省エネ対策による削減量の利用を、都内での削減努力を損なわない範囲で利用可能とするもの

<削減量の算定方法>

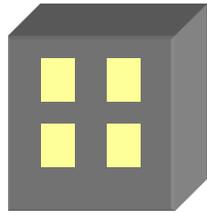
- 都外クレジットを発行する場合、都内大規模事業所と同様の削減義務がかかっているものとして、削減量（各年度ごとに都が指定する削減率を上限とする。）のうち、削減目標率（都が指定する削減率）を超えた量を、都外クレジットの量とする。

クレジットの種類

～埼玉連携クレジット～

① 超過削減量

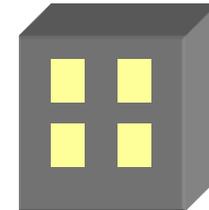
売り手
(埼玉県内事業所)



次の事業所で創出された超過削減量
 ・基準排出量が15万トンCO₂以下
 ・計画期間を通して目標達成
 (都制度でいう義務履行)ができています

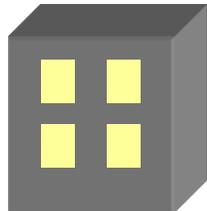
取引

買い手
(都内事業所)



② 県内中小クレジット

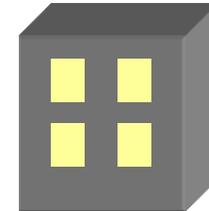
売り手
(埼玉県内事業所)



・埼玉県の県内中小クレジットとして埼玉県
から発行を受けたもの

取引

買い手
(都内事業所)



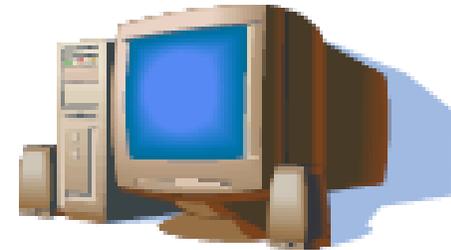
※埼玉県の再エネクレジット、県外削減量、森林吸収クレジットは都県をまたいで移転できない。

※東京都のクレジット等を埼玉県の実業所に移転することも可能。

排出量取引は、削減量口座簿上で行われる

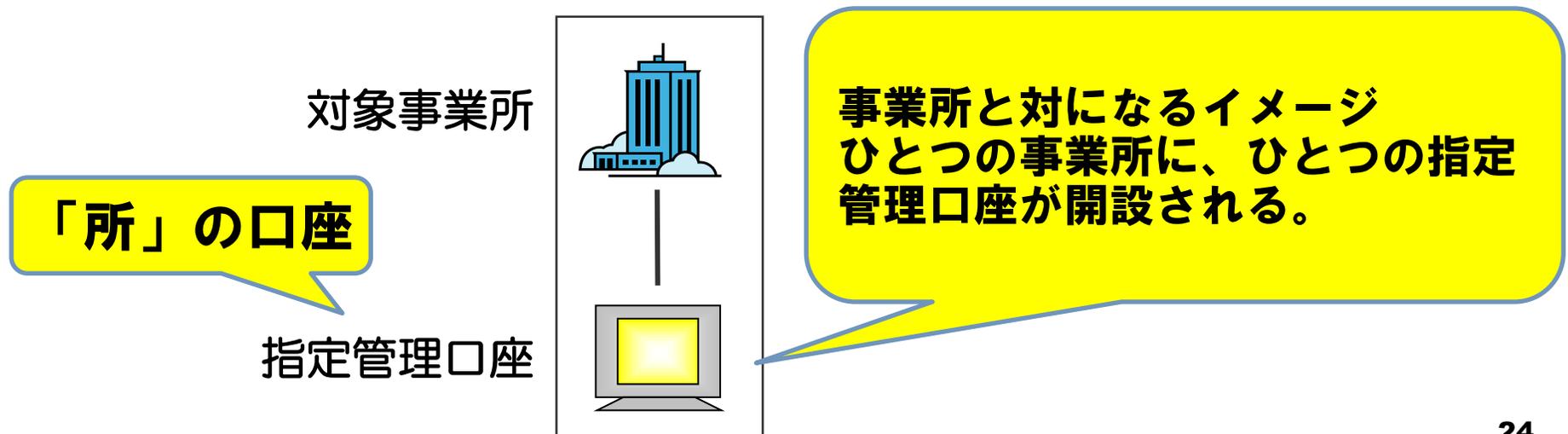
- 排出量取引の結果は、都が管理する「**総量削減義務と排出量取引システム**」という電子システムに記録する。
- 口座簿の記録は、申請等に基づき都が行う。
- 口座簿には**2種類**ある。

口座簿 { ①指定管理口座
②一般管理口座



【指定管理口座とは】

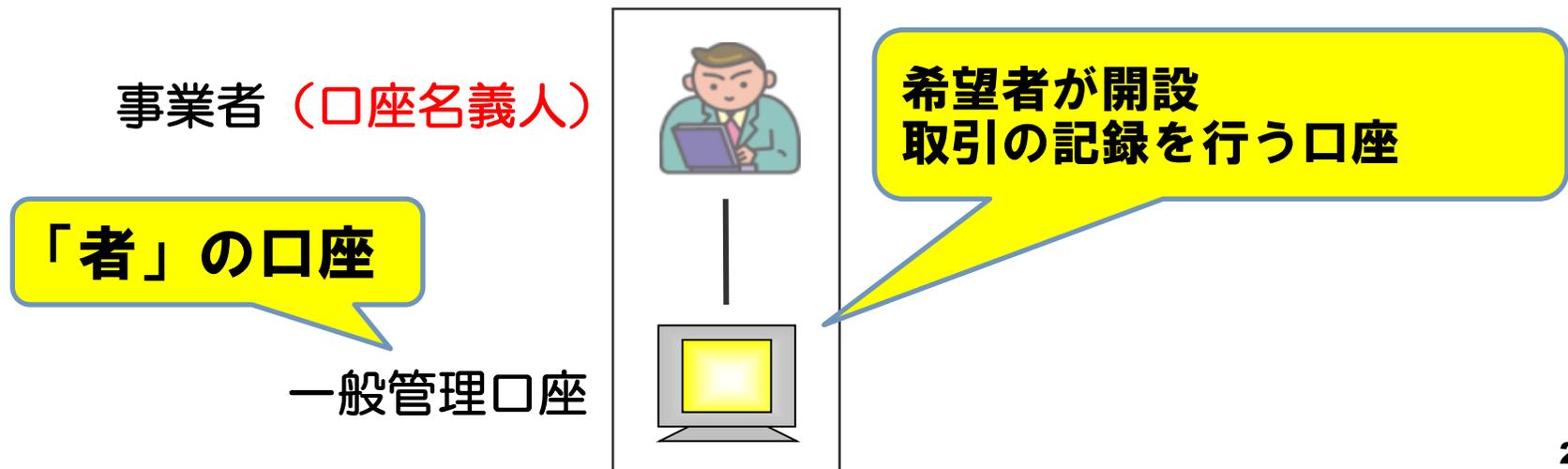
- ◆ 知事が指定地球温暖化対策事業所の指定を行う際に、職権で開設される口座
- ◆ 削減義務の履行状況を管理する口座
- ◆ 指定管理口座に記録される数値は、対象事業所の排出状況を示す数値



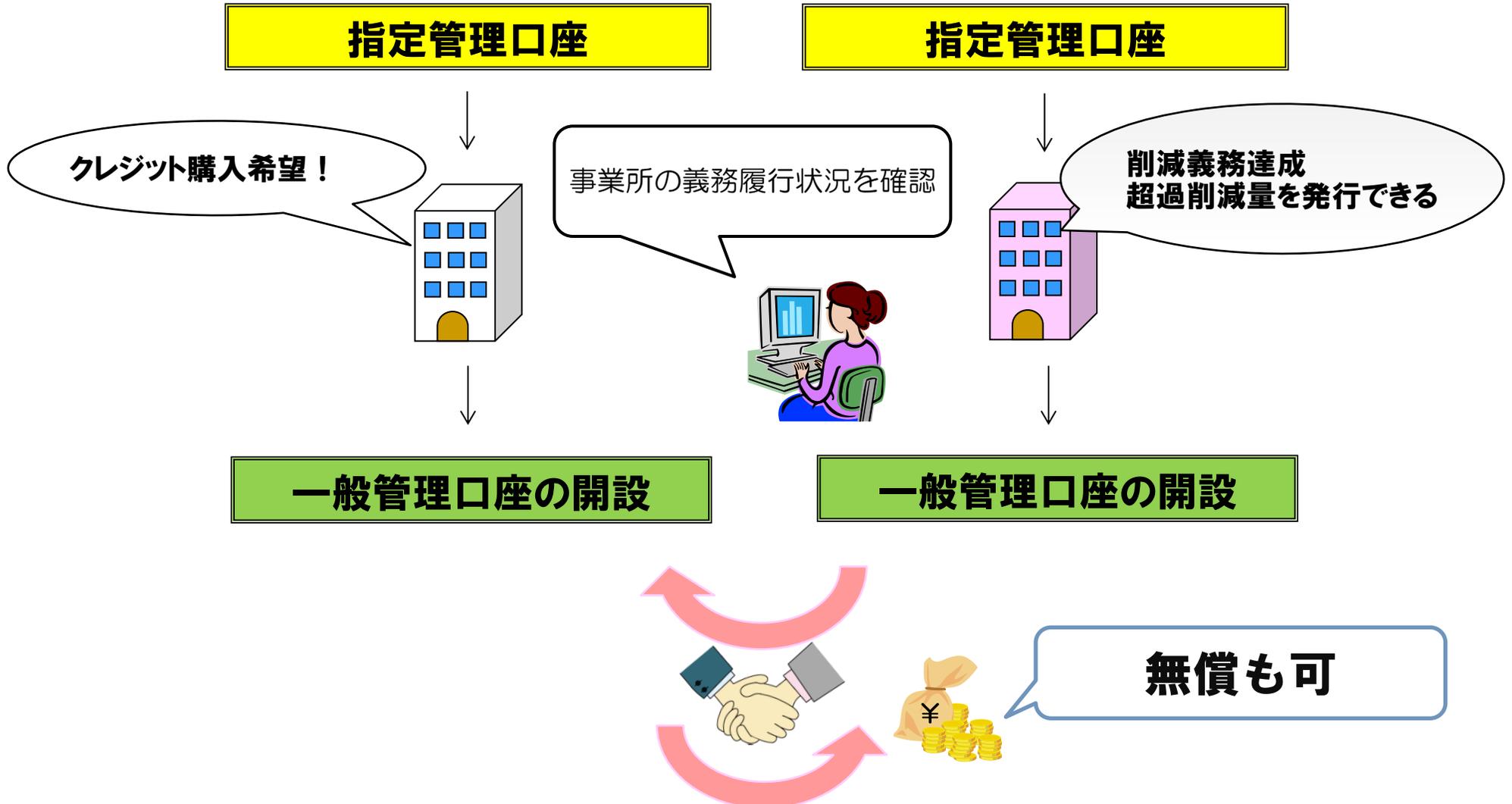
【一般管理口座とは】

- ◆ 事業者からの申請に基づき開設する口座
- ◆ クレジットを売却、購入する際(排出量取引)に開設が必要
- ◆ クレジットの無効化を希望する場合にも開設が必要

→ 無効化の詳細は、「5. クレジットの無効化の手続と留意事項」(スライド69~)参照



排出量取引の基本概念



スケジュールの確認

第一計画期間のクレジットは
ここまで利用可能(有効期限)
(一部の再エネクレジットを除く。)

排出量取引の実施



削減対策の実施



5年分の排出量の確定

義務履行状況の確認

不足見込み

クレジット調達

義務充当

超過見込み

バンキング

クレジット
売却等

計画期間の義務履行期限

措置命令→義務不足量×1.3倍の削減命令

命令違反

違反事実の公表

知事が不足量の1.3倍を調達し、その費用を請求

罰金 (上限50万円)

2015年度～2017年度

2018年度

2019年度

2020年度

2021年度 9月

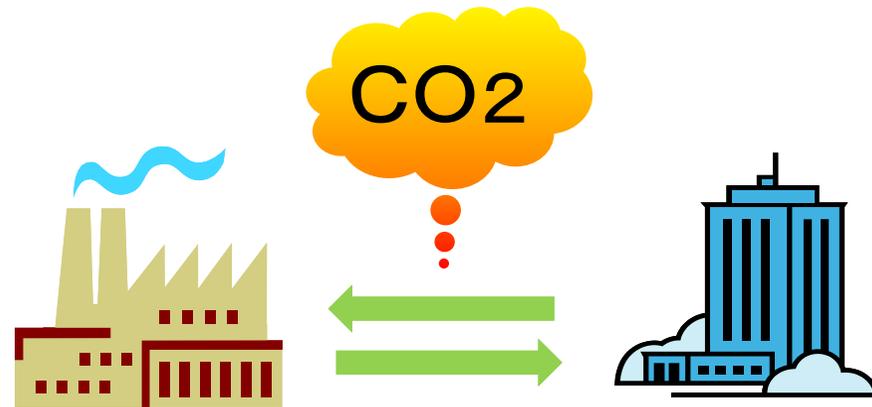
第2計画期間

第2計画期間の整理期間

第3計画期間

3 排出量取引制度の概要

(2) 排出量取引の流れ



排出量取引をするための4つのステップ

1. 削減量の確認

義務履行のためにクレジットを購入等する必要があるのか、超過削減量の発行が見込めるのかを確認

2. 口座の開設

排出量取引をする場合、一般管理口座の開設と、指定管理口座との関連付けが必要

3. 取引先の確保

クレジットの購入先又は販売先を見つけることが必要

4. 計画的な取引の実施

クレジットはすぐ取引できるとは限らない。計画的な手続等が必要
(申請によって約2～3ヶ月を要する場合がある)

指定管理口座で削減量を確認する

【削減量が超過する場合】

「超過削減量の発行可能量」が①に表示

【削減量が不足する場合】

「不足する削減量」が②に表示

【排出量取引をする必要がある場合】

「保有しているクレジット量」が③に表示

①

超過削減量
発行可能量

+

③

クレジット
保有量

<

②

不足する
削減量



排出量取引が必要

■ 義務履行状況

削減義務率以外の数値の単位はt-CO2

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 整理期間	削減義務 期間合計
基準排出量	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000		60,000
事業所区分	I-1	I-1	I-1	I-1	I-1		
トップレベルの判定							
電事法の対策緩和と事業所							
削減義務率	17 %	17 %	17 %	17 %	17 %		
特定温室効果ガス排出量	9,000	8,500	8,500	8,500	8,300		42,800
排出削減量	3,000	3,500	3,500	3,500	3,700		17,200
その他ガス削減量の義務充当量							
振替可能削減量の義務充当量							
超過削減量の発行量							0
取引を加味した排出削減量	3,000	3,500	3,500	3,500	3,700	0	17,200
超過削減量発行可能量	960	2,420	3,880	5,340	7,000		

①

残りの削減義務期間における排出上限量							0 t-CO2
前年度排出量を維持したときの残りの削減義務期間における排出量							0 t-CO2
前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量							0 t-CO2
前年度排出量を維持したときに繰越 又は次の削減計画期間における義務充当(バンキング)が可能な削減量							7,000 t-CO2

②

■ クレジット保有状況

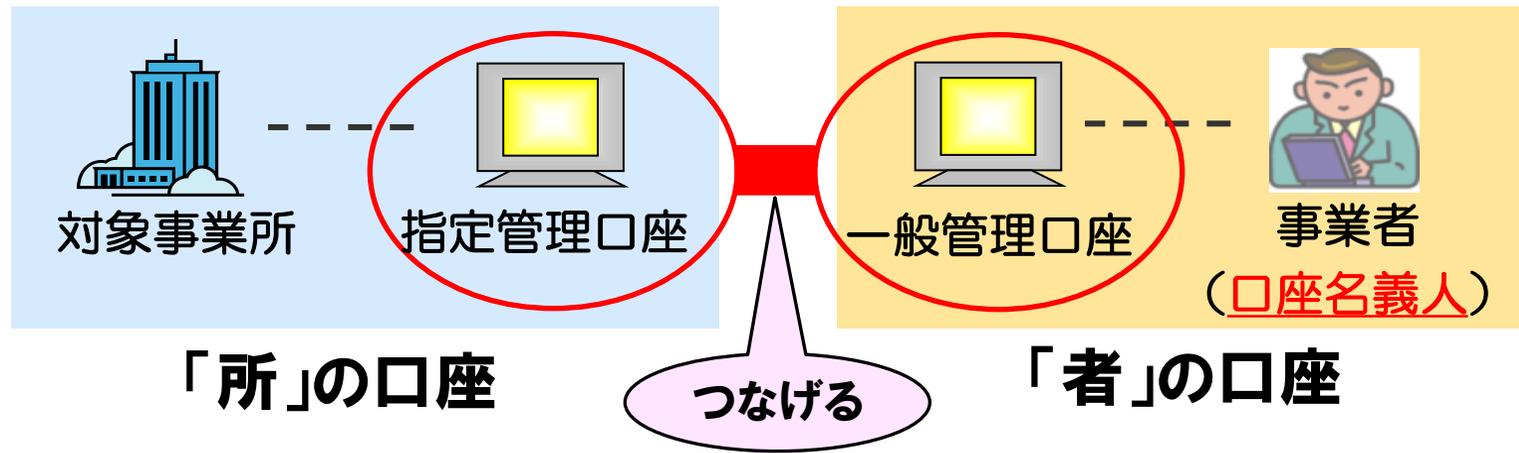
第1期クレジット							1,100 t-CO2
第2期クレジット							0 t-CO2

③

「超過削減量発行可能量」は各年度単位ではなく、各計画期間の累計値を表示

指定管理口座と一般管理口座の関連付けが必要

- 指定管理口座と一般管理口座との間でクレジットが移転できるように二つの口座を関連付ける必要がある。



- 一般管理口座開設申請書に必要事項を記入することで、指定管理口座と関連付けを申請できる。
- 申請書の提出により、既に開設済の一般管理口座を指定管理口座に関連付けることは、後からでも可能

クレジットの販売先や購入先の見つけ方(1)

●電子システムの見積受付登録事業者照会を利用

見積受付登録事業者照会とは、電子システム内にある掲示板クレジットを買いたい、売りたい方が、取引相手を探すために、自らの情報を東京都のシステムに登録できる。

※一般管理口座を開設している場合に限る。

見積受付登録事業者照会検索結果

検索結果

979件の見積受付登録事業者が検索されました。

見積受付登録事業者名	所在地(住所)	取扱 種別	取扱クレジットの種類	連絡先	備考
〇〇株式会社	新宿区〇〇●丁目	購入	都内中小クレジット	東京都〇〇区 △△町1-2-3 03-1234-5678	購入備考〇〇〇
▲▲株式会社	新宿区〇〇▲丁目	購入	再エネクレジット(環境価値換算量)	東京都▲▲区 ●●町1-2-3 03-9876-5432	購入備考〇〇〇

クレジットの販売先や購入先の見つけ方(2)

● 民間のクレジット仲介業者、グリーンエネルギー証書の発行事業者を利用

排出量取引セミナーに出展したことのあるクレジットの販売・仲介を行っている事業者の情報を公表している。

掲載URL

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/trade/index.html



🏠 トップページ > 地球環境・エネルギー > 大規模事業所における対策 > 排出量取引

排出量取引

ページ番号：855-263-574

- ・ 「2019年度排出量取引説明会（新規担当者向け）を開催します！」 new
- ・ 「第2回東京都排出量取引セミナー&マッチングフェア2018」を開催しました。詳細は、こちら
- ・ 「平成30年度排出量取引説明会（新規担当者向け）」を開催しました。詳細はこちら
- ・ 排出量取引の運用に関する専門家委員会について
- ・ 都供給クレジットの販売
- ・ 排出量取引に関する御案内の送付について
- ・ 排出量取引入門パンフレット、制度動画
- ・ 排出量取引に関する説明資料
- ・ 義務履行に関する手続き
- ・ 排出量取引運用ガイドライン
- ・ 排出量取引の会計・税務処理
- ・ 排出量取引に関する調査結果（取引価格の査定結果等）

クレジット販売・仲介事業者

大規模事業所における対策

- > クレジットの無効化
- > 「東京ゼロカーボン4デイズin 2020」の実現と「東京2020大会カーボンオフセット」へのご協力に向けたお願い
- > 制度概要
- 排出量取引
- > 排出量取引の運用に関する専門家委員会
- > 総量削減義務と排出量取引システムについて

クレジットの販売先や購入先の見つけ方(3)

●公表データの利用

➤「排出量取引実績等の情報」

購入希望の場合

⇒クレジット発行事業者に
問い合わせしてみる。

販売希望の場合

⇒クレジット発行時にその情
報を公表してみる。

➤「計画書のデータ」

排出量データ等を計算し、販
売先、購入先候補を検討して
みる。

排出量取引等に係る情報 (2019年3月)

1 クレジット等の発行
(1) クレジット等の発行量(量の単位はt-CO2) (平成30年度)

クレジット等の種類	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月	
	量	件数	量	件数	量	件数	量	件数	量	件数	量	件数	量	件数	量	件数
超過削減量	7,464	2	0	0	0	0	11,376	1	5,110	3	0	0	1,176	1	19,799	4
都内中小クレジット	0	0	0	0	0	0	0	0	135	15	9,493	138	1,854	26	0	0
再エネクレジット(環境価値換算量)	164	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
再エネクレジット(その他削減量)	24	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1,531	3	0	0	0	0
都外クレジット	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉連携クレジット	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	7,652	4	0	0	0	0	11,376	1	5,245	18	11,024	141	3,030	27	19,799	4
その他ガス削減量*	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

* その他ガス削減量は自らの削減にのみ使用できる(売却不可)。

(2) クレジット等の発行先(平成30年4月1日～平成31年3月31日) クレジット等の発行先は、発行先口座の口座名義人が希望した場合に限り公表されます。

口座番号	事業所の名称(指定管理口座) 口座名義人の名称(一般管理口座)	クレジット等の種類	発行量(t-CO2)	発行月
------	------------------------------------	-----------	------------	-----

公開情報

指定番号	第02計画期間における削減義務率(%)				排出上限量 (削減義務期間 間合計)(t- CO2)	特定温室効果 ガス排出実績 (削減義務期 間合計)(t- CO2)	
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度			
22	0028	13.0	15.0	15.0	15.0	66,091	41,086
23	0029	13.0	13.0	13.0	13.0	34,665	16,160
24	0032	15.0	15.0	15.0	15.0	36,835	19,428
25	0033	17.0	17.0	17.0	17.0	29,005	14,197
26	0036	13.0	13.0	13.0	13.0	63,135	24,550
27	0037	17.0	17.0	17.0	17.0	85,295	41,428
28	0040	13.0	13.0	13.0	13.0	35,915	19,495
29	0041	17.0	17.0	17.0	17.0	50,285	24,935
30	0042	13.0	13.0	13.0	13.0	226,625	73,946
31	0044	17.0	17.0	17.0	17.0	72,105	36,062
32	0046	17.0	17.0	17.0	17.0	33,530	17,899
33	0048	13.0	13.0	13.0	13.0	77,395	41,693
34	0049	17.0	17.0	17.0	17.0	22,765	10,862
35	0050	17.0	17.0	17.0	17.0	14,830	8,794
36	0051	17.0	17.0	17.0	17.0	18,410	9,093
37	0052	13.0	13.0	13.0	13.0	46,820	17,296
38	0053	13.0	13.0	13.0	13.0	158,205	89,853
39	0054	13.0	13.0	13.0	13.0	54,743	28,029
40	0055	13.0	13.0	13.0	13.0	53,225	30,270
41	0056	15.0	15.0	15.0	15.0	46,675	23,779
42	0059	13.0	13.0	13.0	13.0	30,225	16,461
43	0060	17.0	17.0	17.0	17.0	18,065	10,928
44	0062	17.0	17.0	17.0	17.0	21,985	12,360
45	0063	15.0	15.0	15.0	15.0	23,800	9,495
46	0064	13.0	13.0	13.0	13.0	41,590	21,680
47	0065	17.0	17.0	17.0	17.0	43,305	26,441

総量削減義務と排出量取引制度における、指定(特定)指定(特定)地球温暖化対策事業所の情報

指定(特定)地球温暖化対策事業所の名称、排出量等の情報

- 対象事業所一覧(Excel)
- 操作マニュアル(対象事業所一覧(Excel)利用者)

<https://www9.kankyo.metro.tokyo.jp/koukai/koukai.html>

掲載URL



都が公表する価格情報

- 環境局のホームページで、取引価格の参考値を公表中

東京都の調査による査定価格※

※「査定」とは

市場参加者を対象にしたヒアリング調査によって収集された情報を基に、査定者が「標準的な取引」の価格を推定すること。実際の取引価格の統計ではなく、適正な取引価格を決定するものでもない。

クレジット	査定価格帯(円/t-CO ₂)
超過削減量	200～1,000

- ・2019年10月時点
- ・取引ロット: 100t-CO₂以上1,000t-CO₂未満(相当)

(留意点)

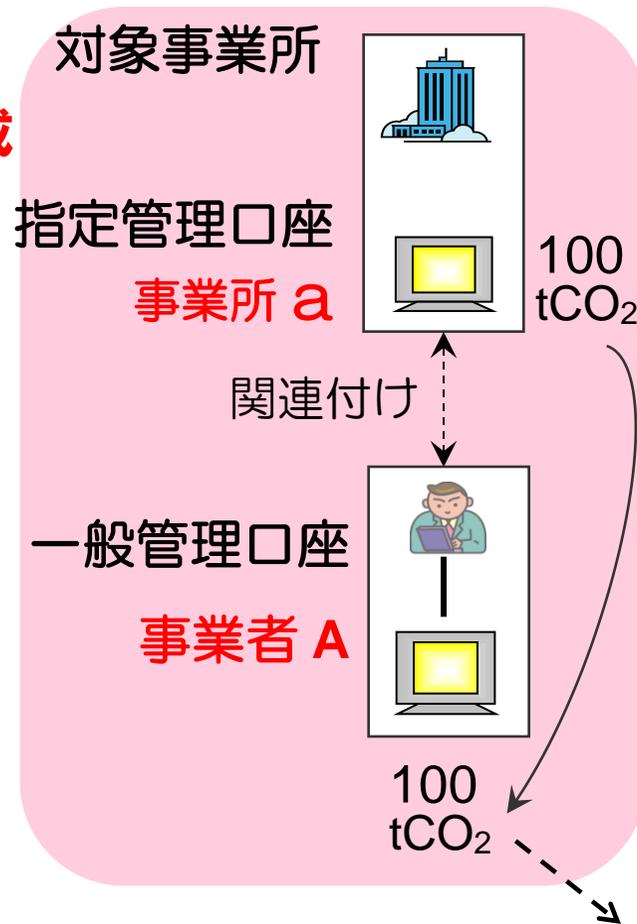
- ✓ 実取引における価格は売買当事者が交渉の結果決めるもの
- ✓ 取引形態、特に取引ロットの大小によって実際の取引価格はここで示す推算値と大きく乖離する可能性がある。

排出量取引の例①(2) 超過削減量の他者との取引

① 超過削減を達成

② 超過削減量を発行

③ 一般管理口座へ移転



④ 他の一般管理口座Bへ移転

【ポイント】

- 指定管理口座は**超過削減量の発行先**である。
- 指定管理口座にある段階では、事業所の義務履行状況を表す**記録（数値）に過ぎない**。

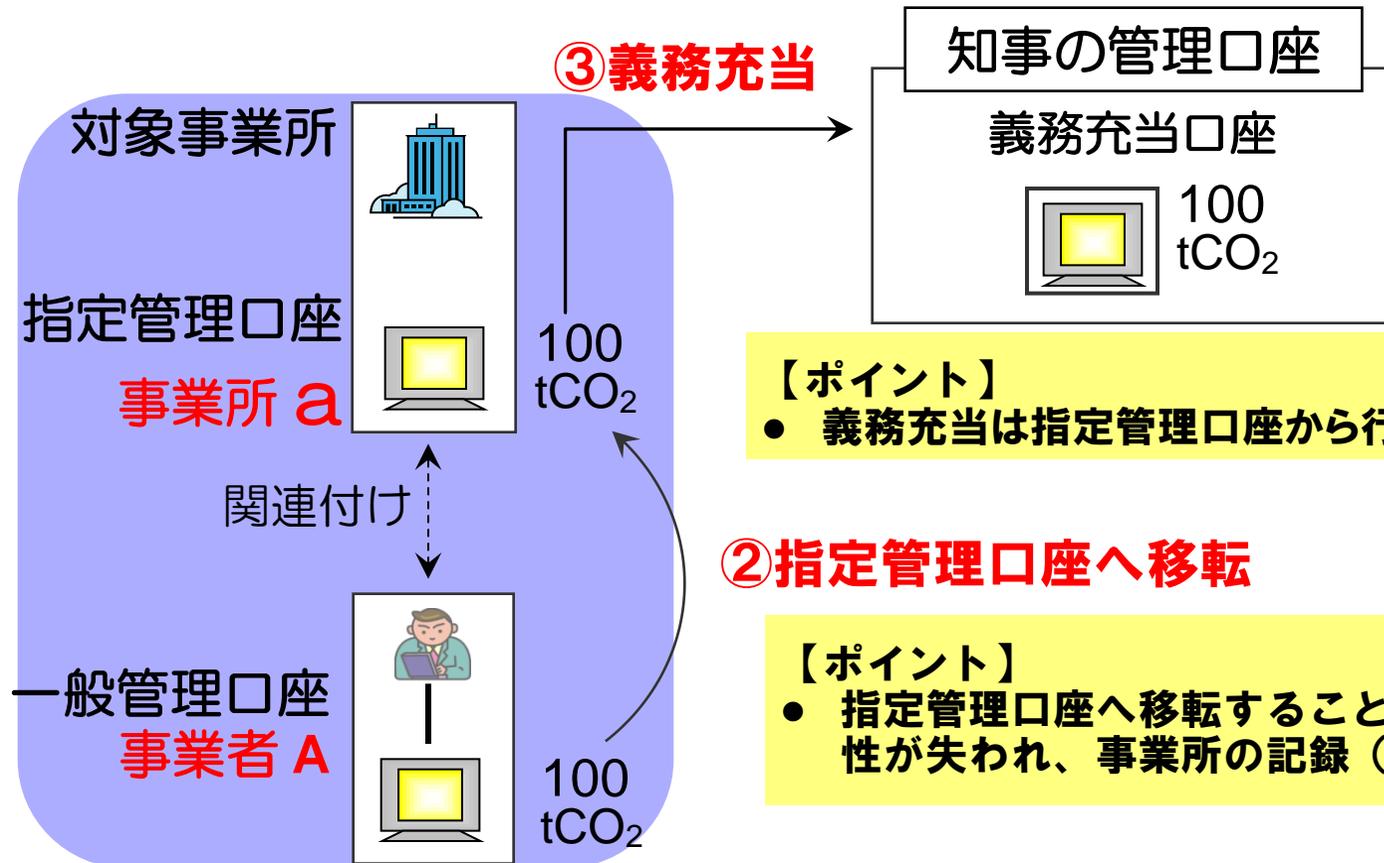
【ポイント】

- 超過削減量は、一般管理口座へ移転することにより、**口座名義人に帰属する**。
- 関連付けした一般管理口座に移転できる。

【ポイント】

- 超過削減量を他の事業所へ移転する場合は、指定管理口座から一般管理口座へ移転する。

排出量取引の例①(3) 超過削減量の他者との取引



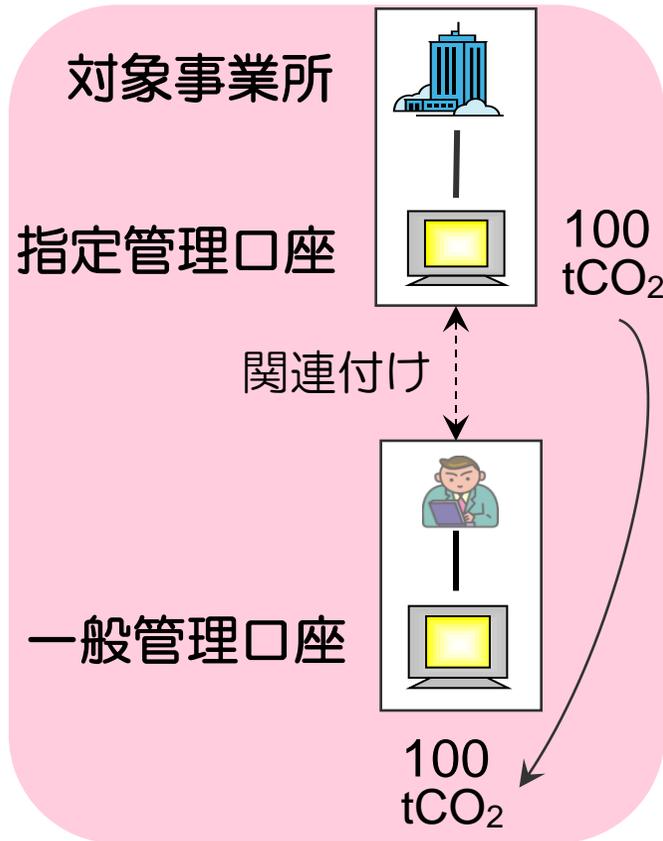
② 指定管理口座へ移転

- 【ポイント】
- 指定管理口座へ移転することにより、財産権性が失われ、事業所の記録（数値）となる。

① 他の一般管理口座 C からクレジットを取得

- 【ポイント】
- 一般管理口座はクレジットを取得する口座となる。

排出量取引の例①(4)超過削減量の他者との取引



①超過削減を達成

②超過削減量100tCO₂を発行

「振替可能削減量等発行等申請書」

③一般管理口座へ移転

「振替可能削減量振替申請書」

④他社の一般管理口座へ移転

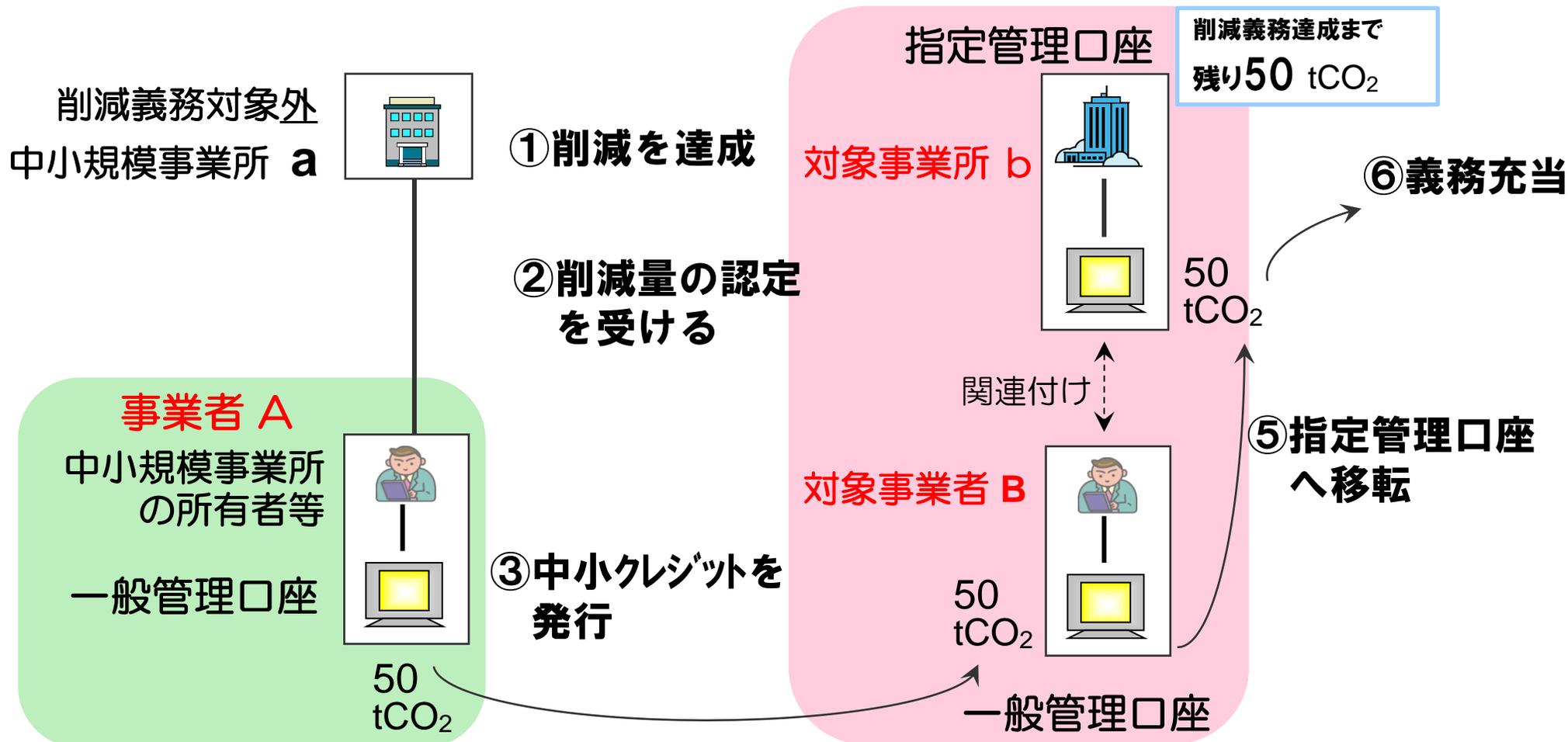
【ポイント】

- 移転するクレジットは指定管理口座に発行されている必要がある。
- 任意のタイミングでの発行には申請書の提出が必要である。

【ポイント】

- 移転には申請書の提出が必要である。

排出量取引の例② 都内中小クレジットの取引



中小クレジットの場合は、中小規模事業所の所有者等の一般管理口座に発行される。

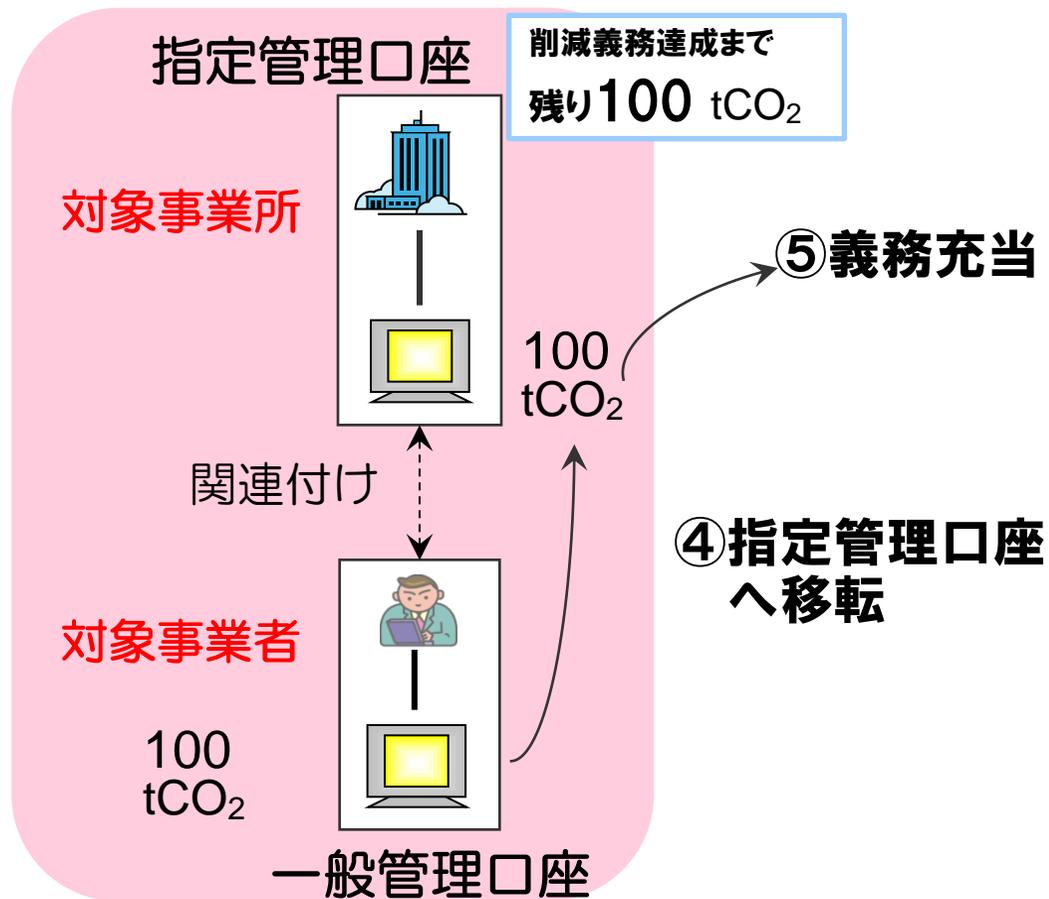
④取引参加者 A と対象事業者 B の間で中小クレジットを移転

排出量取引の例③再エネクレジットの取引

①グリーン電力証書を購入



②電力量の認証を受ける

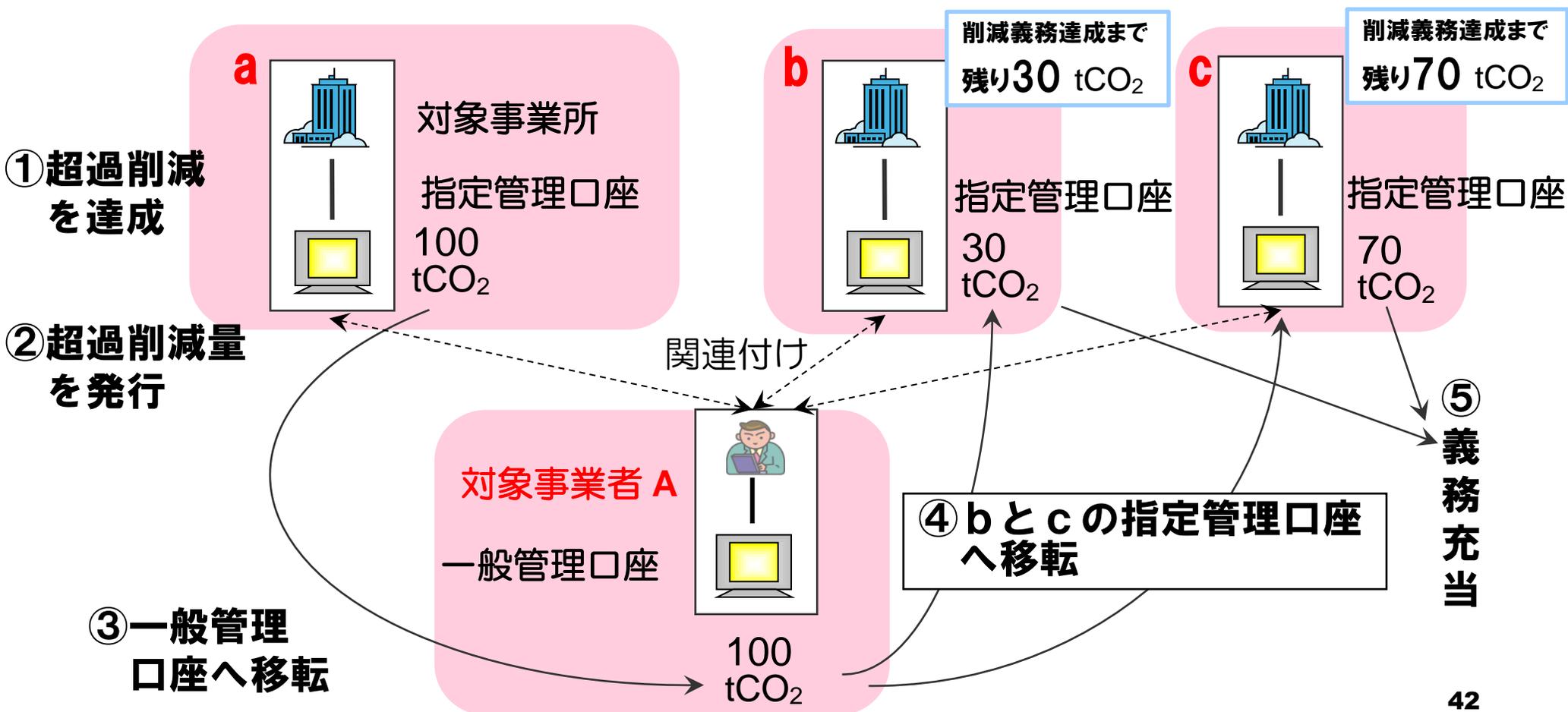


③再エネクレジットを発行

再エネクレジットの場合は、対象事業所の所有者の一般管理口座に直接発行される。

排出量取引の例④複数の事業所を持つ事業者の取引

対象事業者Aが対象事業所a、b、cの3つの事業所の義務者になっていて、事業所aは義務を超過達成、事業所b、cはクレジットが必要な場合



口座間の振替パターン

パターン	移転の意味
指定管理口座 ⇒ 一般管理口座	<ul style="list-style-type: none"> 排出量取引の準備のための移転 指定管理口座に記録された超過削減量について、義務者間でクレジットの所有者を決めるための移転
一般管理口座 ⇒ 一般管理口座	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な排出量取引 クレジットの所有者の記録が変更される。
一般管理口座 ⇒ 指定管理口座	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の義務を履行する（義務充当口座へ移転する）ために、その事業所の指定管理口座へ移転（その後の義務充当に関しては、スライド51を参照）
指定管理口座 ⇒ 指定管理口座	<p>この移転はできない。 必ず一般管理口座を経由しなければならない。</p> 

削減義務履行の手法として排出量取引実施事例

1. クレジット購入先の検討（クレジット購入プロセス1）

- ・直接企業から購入：不安（手続方法が不明・手間がかかる）
- ・仲介事業者から購入：安心（手続方法の相談が可能・手間が要らない）



仲介業者を選択

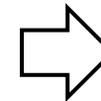
2. 仲介事業者の選択（クレジット購入プロセス2）

仲介事業者

- ・初めての取引のため、事業者の情報がない

マッチングフェア参加事業者

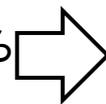
- ・東京都主催のマッチングフェアに出展しているので信用性が高い
- ・マッチングフェアで気軽に問い合わせができた



マッチングフェアに参加している仲介事業者を選択

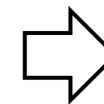
3. クレジットの選択（クレジット購入プロセス3）

複数のクレジットの中から【価格】と【価値】の観点からクレジットを2つに絞る



【超過削減量】

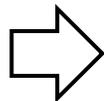
- ・価格が安い、安価が一番の魅力
- 【グリーン電力(熱)証書】(再エネクレジット)
- ・クリーンなイメージが魅力



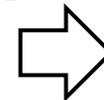
価格が安価なため超過削減量に決定

4. 見積依頼～発注（クレジット購入プロセス4）

1. 予算編成目的で1社に見積依頼



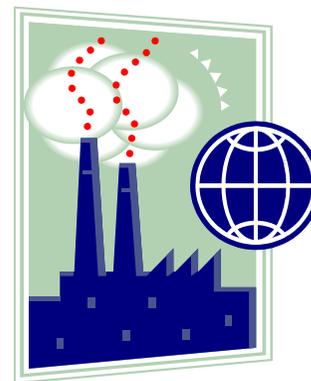
2. 購入までに2度にわたり3社に見積依頼
(価格の変動を考慮)



3. 価格等の条件を検討後、A社に決定
A社に再度見積依頼後、発注
(移転までに約3ヵ月を要した)

3 排出量取引制度の概要

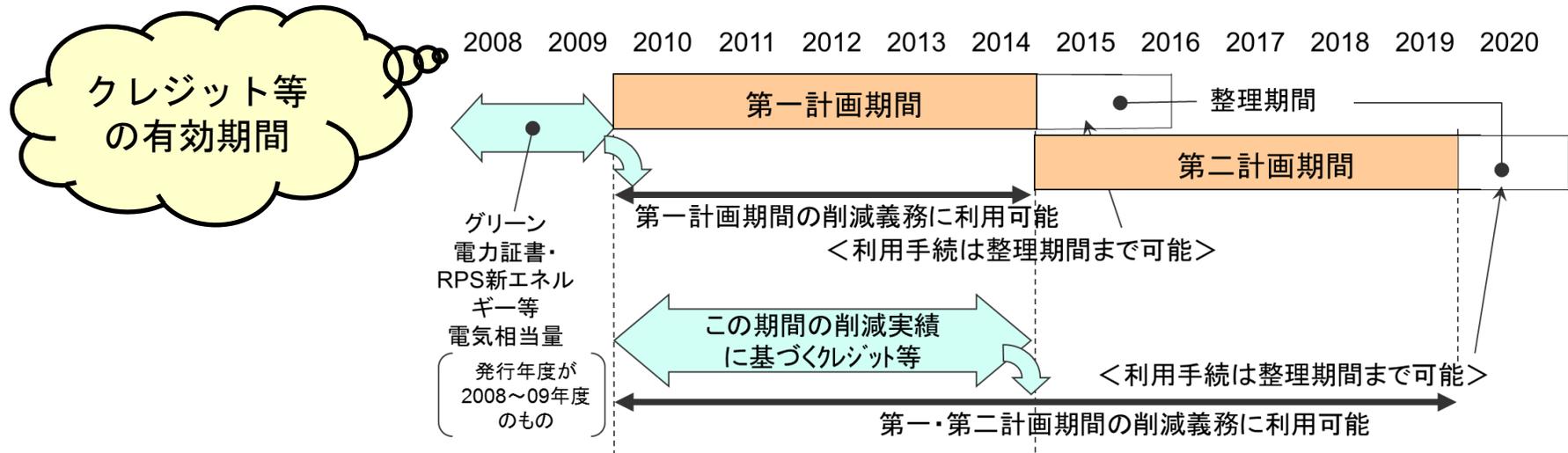
(3) 排出量取引に係る留意事項



バンキングされた超過削減量等の取扱い①

● 「バンキング」とは

- 削減計画期間中に削減対策を実施し超過削減量やオフセットクレジット等を発行したものの、当該削減計画期間の削減義務の履行に利用しなかったクレジット等を、翌削減計画期間に持ち越すこと。
(超過削減量以外のクレジット等は、発行したもののみバンキング対象となります。)
- バンキングは期日の到来とともに自動的に行われるため、手続は不要



例えば、第1計画期間(2010～2014年度)内に発行されたクレジット等は、第2計画期間(2015～2019年度)の整理期間終了時(2021年9月末)まで利用することができます。

バンキングされた超過削減量等の取扱い②

- バンキングされた超過削減量等の取扱いについて、CO₂排出係数の見直しの影響を反映するため、**2017年度にバンキングの増量を実施**
- 超過削減量等のバンキング量に都が規定する倍率を乗じて算定した量を第2計画期間に利用できる量とした。

$$\text{【第1期のバンキング量】} \times \text{【倍率】} = \text{【第2期に利用できる量】}$$

	バンキング量に乗ずる倍率(都規定)
超過削減量	<ul style="list-style-type: none"> ・超過削減量及び都外クレジットを創出した事業所の第1期と第2期の基準排出量比で倍率を設定 <ul style="list-style-type: none"> * 各基準排出量からは制度変更に伴う量(高効率コージェネ削減量・小原単位建物の排出量の除外・基準年度二年を一年に変更の導入による変更量)は除く。
都外クレジット	<ul style="list-style-type: none"> * 一斉増量の前に移転したバンキング量についても、創出した事業所の倍率を乗ずる。 * 第一計画期間中に指定取消となった事業所の発行した超過削減量の倍率は1.21とする。
再エネクレジット	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期と第2期の排出係数比で倍率を設定
その他ガス削減量	<ul style="list-style-type: none"> * その他ガス削減量のうち、第2期に係数が増加しないものは、増量しない。(例)N₂O、SF₆
都内中小クレジット	<ul style="list-style-type: none"> ・中小規模事業所での手続の簡素化のため一律の倍率(中小規模事業所では電気の使用比率が高い状況を踏まえ、電気の排出係数の比)を設定
埼玉連携クレジット	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県規定の倍率を適用

バンキングされた超過削減量等の取扱い③

- 「第1計画期間」に創出されたクレジットは
「第2計画期間の削減義務の履行に利用可能」
(有効期限は第2計画期間の整理期間終了時(2021年9月末)まで)
 - 有効期限までに使用されなかったクレジットについては、有効期限の到来と共に失効し、**抹消**される。
 - 有効活用する方法を検討する必要がある。



<活用方法>

- ✓第二計画期間の削減義務の履行
- ✓移転（クレジット売買、同企業間での削減義務過不足の調整、東京都の取組への参加（スライド93参照））
- ✓無効化による制度外でのカーボンオフセット等への利用（スライド69～参照）

指定管理口座の開設及び廃止

- 口座簿の閲覧、利用に必要なログインID等の情報は、「指定地球温暖化対策事業所指定通知書」により、指定時に全義務者に通知される。
 - 義務者が変更となった場合、新たに義務者となった事業者全員にログインID等が通知される。
 - 指定取消しの30日後に指定管理口座を廃止
 - 指定管理口座の廃止の際に口座にクレジットが記録されている場合、当該クレジットは抹消されることになるので注意が必要
- ⇒指定管理口座の廃止の日までに、**指定管理口座に記録されているクレジットを一般管理口座に移転する必要がある。**
(事実上の移転期限)

超過削減量の発行

- 削減義務期間の終了後、削減義務量及び総排出量が確定した段階
(義務履行状況が確定した段階)で、都が各指定管理口座に発行する。
⇒**超過削減量の発行申請は原則、不要**
(排出量取引システムにて確認可能)
- 削減義務期間の途中、発行申請書により、任意のタイミングで発行する
ことも可能

義務充当

- 義務充当申請期限(※)の翌日において、削減不足量がある場合、指定管理口座に記録されているクレジットを都が職権で充当する。
⇒削減不足量に見合ったクレジットを保有していれば、特段の手続をとらずとも義務履行が可能
(※)義務履行期限日の30日前
- 一般管理口座から指定管理口座に振替を行ったクレジットについて、振替後、遅滞なく、都が職権で充当する。
- 削減義務期間の途中、義務充当申請により、任意のタイミングで充当することも可能

(1) 一般管理口座の開設①

● 申請者

排出量取引や無効化をお考えの方

- ア 指定地球温暖化対策事業者(法人、個人を問わない)
- イ 法人(外国法人で国内に事務所、営業所等を有しないものを除く。)
- ウ 次のいずれかに該当する個人
 - 口座管理者
 - オフセットクレジットの発行を受けられることができる者
 - 一般管理口座の口座名義人(個人)について相続があった場合の相続人

※1口座につき1口座名義人に限る。

※指定地球温暖化対策事業者又は口座管理者以外の者が口座を開設する際は、1口座につき13,400円の手数料がかかる。

● 申請書類

一般管理口座開設申請書

掲載URL

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/documents/ippan_kouza_kaisetsu.html



		令和 年 月 日	
東京都知事 殿		申請者	
		住所	
		氏名	◎
		(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	
一般管理口座開設申請書			
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の21第5項の規定により一般管理口座の開設を次のとおり申請します。			
口座を開設できる者の種類			
口座の開設要件に関する事項			
公表を希望する事項			
開設を希望する口座	合計	口座	
関連付けを希望する指定管理口座等に係る情報	指定管理番号		合計 口座
	事業所の名称		
	事業所の所在地		
	指定番号		
開設しようとする口座の指定の理由	1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。		
添付書類	別添のとおり		
振替可能削減量の連絡先	会社名		公表
	郵便番号		
	住所		
	所属名		公表
	担当者名		
	電話番号		公表
	FAX番号		公表
	メールアドレス		非公表
	備考		
※受付欄			

(1) 一般管理口座の開設②

● 添付書類

全申請者	印鑑証明書(発行後6か月以内のもの)※
個人のうち、印鑑証明書から氏名及び住所が確認できない者	住民票(発行後6か月以内のもの)
個人のうち、オフセットクレジット発行事業者	オフセットクレジット認定通知書のコピー
個人のうち、相続人	被相続人の戸籍謄本など

※排出量取引に係る申請又は届出が2回目以降で、既に印鑑証明書(原本)を提出している場合は、コピー(6か月以内のもの)でも可

ただし、印鑑証明書の内容(印影、商号、本店所在地、代表者氏名等)について直近で提出したものから変更があった場合は、最新の内容を反映した印鑑証明書(原本)を添付すること。

(1) 一般管理口座の開設③

● 提出物のイメージ

令和 年 月 日

東京都知事 殿 申請者 住所 氏名 印

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

一般管理口座開設申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の21第5項の規定により一般管理口座の開設を次のとおり申請します。

口座を開設できる者の種類		
口座の開設要件に関する事項		
公表を希望する事項		
開設を希望する口座	合計 口座	
関連付けを希望する指定管理口座等に関する情報	指定管理番号	合計 口座
	事業所の名称	
	事業所の所在地	
	指定番号	
関連する指定管理口座の開設しようとする指定管理口座	1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。	
添付書類	別添のとおり	
振替可能な削減量の先	会社名	公表
	郵便番号	
	住所	
	所属名	公表
	担当者名	
	電話番号	公表
	FAX番号	公表
E-mailアドレス	非公表	
備考		

※受付欄

① 一般管理口座開設申請書

印鑑証明書

印

名称 株式会社東京〇〇
主たる事業所 東京都千代田区〇〇町一丁目1番1号
代表取締役 東京太郎
昭和〇年△月〇日 生

これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。

② 印鑑証明書(原本)



③ 申請書の電子データ
(CD-Rや電子メールの添付ファイル(2MBまで))
※USBは不可

(1) 一般管理口座の開設④

- 申請期限
ありません。

振替可能削減量の発行、取得又は移転を行うときまでに開設申請を行ってください。

申請書の受理後、口座開設までに時間を要しますので、余裕を持って開設されることをお勧めします。

- 提出方法

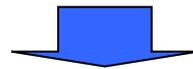
窓口への持参(※)又は郵送。

※窓口の予約方法は、次の2通りがあります。

①ホームページから「ヘルプデスク予約申込書」をダウンロードし、FAXで予約

(http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/helpdesk.html)

②相談窓口に電話して予約(スライド95を参照)



申請書の提出後、口座開設手続が完了すると、東京都から「一般管理口座開設通知書」及び口座簿利用者番号(ログインID)が送付される。

(2) 超過削減量の発行①

● 申請者

特定地球温暖化対策事業者

- ✓ 一つの申請で複数の指定管理口座の超過削減量をまとめて発行することが可能
- ✓ 義務者が複数の場合は、原則、連名での申請となる。
- ✓ 口座管理者を登録している場合は、口座管理者が申請できる。

申請書類

振替可能削減量等発行等申請書



東京都知事 殿		申請者		令和 年 月 日
		住所		
		氏名		Ⓜ
		(法人にあっては名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地)		
振替可能削減量等発行等申請書				
<small>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22第3項、第4項又は第6項の規定により振替可能削減量等の発行又は振替を次のとおり申請します。</small>				
口 座 番 号		管理口座 の 種 類		
口座に係る 指定地球 温暖化対策 事業所の情報 (指定管理口 座に限る。)	事業所の名称			
	事業所の所在地			
	指 定 番 号			
振 替 可 能 削 減 量 等 に 係 る 情 報	種 類			
	発 行 又 は 振 替 の 数 量	t (二酸化炭素換算)		
	振替可能削減量 (超過削減量を 除く。)の認定 (認証)番号			
添 付 書 類	別添のとおり			
振 替 可 能 削 減 量 等 の 管 理 者 の 連 絡 先	会社名			
	郵便番号			
	住所			
	所属名			
	担当者名			
	電話番号			
	FAX番号			
Eメールアドレス				
	備考			
※受付欄				

(2) 超過削減量の発行②

添付書類

発行情報の公表 を希望する者	振替可能削減量の発行等に係る 情報の公表について※1
<input type="checkbox"/> 座名義人の 情報に変更が あった者	印鑑証明書(発行後6か月以内の もの)※2

※1 公表を希望した場合は、東京都環境局ホームページに発行情報を公表します。公表様式の提出がない場合は、公表いたしません。

※2 既に提出しており、記載内容に変更がない場合は添付不要。印鑑証明書の内容(印影、商号、本店所在地、代表者氏名等)について、直近で提出したのものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書(発行後6か月以内のもの)の添付が必要

(2) 超過削減量の発行③



提出物のイメージ

令和 年 月 日

東京都知事 殿 申請者 住所 氏名

印

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

振替可能削減量等発行等申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22第3項、第4項又は第6項の規定により振替可能削減量等の発行又は振替を次のとおり申請します。

口 座 番 号	管理口座の種類
口座に係る指定地球温暖化対策事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称 事業所の所在地 指 定 番 号
振 替 可 能 削 減 量 等 に 係 る 情 報	種 類 発 行 又 は 振 替 の 数 量 振 替 可 能 削 減 量 (超 過 削 減 量 を 除 く 。) の 認 証 (認 証) 番 号 t (二酸化炭素換算)
添 付 書 類	別添のとうり
振 替 可 能 削 減 量 等 の 連 絡 先	会社名 郵便番号 住所 所属名 担当者名 電話番号 FAX番号 メールアドレス 備考
※受付欄	

振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について

令和 年 月 日

住所 氏名

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

私は、振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について、下記のとおり希望します。

記

口座番号	振 替 可 能 削 減 量 の 認 証 (認 証) 番 号 ^{※1}	公表希望の有無(いずれか一つに○をつけてください。)	口 座 番 号	振 替 可 能 削 減 量 等 の 種 類	振 替 可 能 削 減 量 等 の 発 行 の 量
		希望する 希望しない		希望する 希望しない	希望する 希望しない
		希望する 希望しない		希望する 希望しない	希望する 希望しない
		希望する 希望しない		希望する 希望しない	希望する 希望しない
		希望する 希望しない		希望する 希望しない	希望する 希望しない
		希望する 希望しない		希望する 希望しない	希望する 希望しない
		希望する 希望しない		希望する 希望しない	希望する 希望しない
		希望する 希望しない		希望する 希望しない	希望する 希望しない
		希望する 希望しない		希望する 希望しない	希望する 希望しない
		希望する 希望しない		希望する 希望しない	希望する 希望しない
		希望する 希望しない		希望する 希望しない	希望する 希望しない

※1 超過削減量及びその他ガス削減量については記入不要
 ※2 指定管理口座の場合は事業所の名称、一般管理口座の場合は口座名義人の名称を公表

③申請書の電子データ
(CD-Rや電子メールの添付ファイル(2MBまで))
※USBは不可

印鑑証明書

印

名 称 株式会社東京〇〇
 主たる事業所 東京都千代田区〇〇町一丁目1番1号
 代表取締役 東京太郎
 昭和〇〇年〇月〇日 生

これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。

①振替可能削減量等発行等申請書

②振替可能削減量の発行等に係る情報の公表について
(必要な場合)

④印鑑証明書
(必要な場合) 59

(3) クレジットの振替①

● 申請者

振替可能削減量の移転元の口座 名義人

- ✓ 一つの申請で複数の種類の振替可能削減量又は複数の組合せの口座間について、まとめて振替が可能
- ✓ 指定管理口座について、義務者が複数の場合は、原則、連名での申請となる。
- ✓ 指定管理口座について、口座管理者を登録している場合は、口座管理者が申請できる。

● 申請書類

振替可能削減量振替申請書

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/documents/furikae.html

掲載URL



令和 年 月 日							
東京都知事 殿	申請者						
	住所						
	氏名						
(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)							
振替可能削減量振替申請書							
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22第2項又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の10の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。							
減少の記録が される 口座 情報	<table border="1"> <tr> <td>口座番号</td> <td>管理口座の種類</td> </tr> <tr> <td>口座に係る 指定地球温暖 化対策事業所 の情報(指定 管理口座 に限る。)</td> <td>事業所の 名称 事業所の 所在地 指定番号</td> </tr> </table>	口座番号	管理口座の種類	口座に係る 指定地球温暖 化対策事業所 の情報(指定 管理口座 に限る。)	事業所の 名称 事業所の 所在地 指定番号		
口座番号	管理口座の種類						
口座に係る 指定地球温暖 化対策事業所 の情報(指定 管理口座 に限る。)	事業所の 名称 事業所の 所在地 指定番号						
増加の記録が される 口座 情報	<table border="1"> <tr> <td>口座番号</td> <td>管理口座の種類</td> </tr> <tr> <td>口座名義人の氏名又は名称 (一般管理口座に限る。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>口座に係る 指定地球温暖 化対策事業所 の情報(指定 管理口座 に限る。)</td> <td>事業所の 名称 事業所の 所在地 指定番号</td> </tr> </table>	口座番号	管理口座の種類	口座名義人の氏名又は名称 (一般管理口座に限る。)		口座に係る 指定地球温暖 化対策事業所 の情報(指定 管理口座 に限る。)	事業所の 名称 事業所の 所在地 指定番号
口座番号	管理口座の種類						
口座名義人の氏名又は名称 (一般管理口座に限る。)							
口座に係る 指定地球温暖 化対策事業所 の情報(指定 管理口座 に限る。)	事業所の 名称 事業所の 所在地 指定番号						
振替の原因となった事由							
振替可能削減量に 係る 情報	<table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>振替の数量</td> <td>t (二酸化炭素換算)</td> </tr> <tr> <td>識別番号</td> <td>~</td> </tr> </table>	種類		振替の数量	t (二酸化炭素換算)	識別番号	~
種類							
振替の数量	t (二酸化炭素換算)						
識別番号	~						
1 単位当たりの取引金額							
円/t (二酸化炭素換算)							
添付書類							
別添のとおり							
振替可能削減量の 管理を行う部署等の連絡先	会社名						
	郵便番号						
	住所						
	所属名						
	担当者名						
	電話番号						
	FAX番号						
メールアドレス							
備考							
※受付欄							

(3) クレジットの振替②

● 書類作成上の注意点

振替時の申告価格

→原則「1単位当たりの取引金額」欄は記載が必要

✓ 利用目的

記載いただいた金額は集計し、統計処理した数値のみを申告価格として公表予定

(個々の取引金額を全て示すわけではない。)

令和 年 月 日	
東京都知事 殿	申請者
	住所
	氏名
(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	
振替可能削減量振替申請書	
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22第2項又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の10の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。	
減少の記録される口座情報	口座番号 口座に係る指定地球温暖化対策事業所の情報(指定管理口座に限る。) 事業所の名称 事業所の所在地 指定番号
増加の記録される口座情報	口座番号 口座名義人の氏名又は名称(一般管理口座に限る。) 口座に係る指定地球温暖化対策事業所の情報(指定管理口座に限る。) 事業所の名称 事業所の所在地 指定番号
振替の原因となった事由	
振替可能削減量に係る情報	種類 振替の数量 識別番号 t(二酸化炭素換算)
1単位当たりの取引金額	円/t(二酸化炭素換算)
添付書類	別添のとおりに
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先	会社名
	郵便番号
	住所
	所属名
	担当者名
	電話番号
	FAX番号
	メールアドレス
	備考
※受付欄	

(3) クレジットの振替③

● 添付書類

<input type="checkbox"/> 座名義人の 情報に変更が あった者	印鑑証明書(発行後6か月以 内のもの)*
個人のうち、印鑑証明書から 氏名及び住所が確認できない 者	住民票 (発行後6か月以内のもの)

※ 既に提出しており、記載内容に変更がない場合は添付不要。印鑑証明書の内容(印影、商号、本店所在地、代表者氏名等)について、直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書(発行後6か月以内のもの)の添付が必要

(3) クレジットの振替④

● 提出物のイメージ

令和 年 月 日

東京都知事 殿 申請者 住所 氏名

印

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

振替可能削減量振替申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22第2項又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の10の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。

減少の記録される座情報	<input type="checkbox"/> 座番号	管理口座の種類
	<input type="checkbox"/> 座に係る指定地球温暖化対策事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称
		事業所の所在地
		指定番号
	<input type="checkbox"/> 座番号	管理口座の種類
	<input type="checkbox"/> 座名義人の氏名又は名称(一般管理口座に限る。)	
増加の記録される座情報	<input type="checkbox"/> 座に係る指定地球温暖化対策事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称
		事業所の所在地
		指定番号
振替の原因となった事由		
振替可能削減量に係る情報	種類	振替の数量
		t (二酸化炭素換算)
1単位当たりの取引金額	識別番号	~
添付書類		円/t (二酸化炭素換算)
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先	別添のとおり	
	会社名	
	郵便番号	
	住所	
	所属名	
	担当者名	
	電話番号	
FAX番号		
メールアドレス		
備考		
※受付欄		

印鑑証明書

印

名称 株式会社東京〇〇
主たる事業所 東京都千代田区〇〇町一丁目1番1号

代表取締役 東京太郎
昭和〇年△月〇日生

これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。



③申請書の電子データ
(CD-Rや電子メールの添付ファイル(2MBまで))
※USBは不可

①振替可能削減量振替申請書

②印鑑証明書(必要な場合)

(4) 登録情報の変更について①

- ✓ 口座名義人に関する情報(氏名、住所※1)
- ✓ 口座管理者に関する情報(氏名、住所※2)
- ✓ 口座の連絡先の会社・部署の変更 等

※1 一般管理口座のみ開設をしている場合

※2 口座管理者が口座名義人以外の場合

→「口座名義人等氏名等変更届出書」
の提出が必要

● 添付書類

クレジットの振替と同様(スライド66参照)

		令和 年 月 日	
東京都知事 殿		申請者	
		住所	
		氏名	◎
		(法人にあっては名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地)	
口座名義人等氏名等変更届出書			
<small>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の21第8項の規定により口座名義人等の氏名等の変更を次のとおり届け出ます。</small>			
口 座 番 号		管理口座 の 種 類	
口座に係る指定 地球温暖化対策 事業所の情報 (指定管理口座 に限る。)	事業所の 名 称		
	事業所の 所 在 地		
	指定番号		
変 更 事 項			
変 更 内 容	変 更 前		
	変 更 後		
添 付 書 類	別添のとおり		
振替可能削減等 の先 の 先 の 先 の 先	会社名		
	郵便番号		
	住所		
	所属名		
	担当者名		
	電話番号		
	FAX番号		
メールアドレス			
備考			
※受付欄			

(4) 登録情報の変更について②

✓ 口座名義人情報・連絡先に変更があるが、同時に以下の届出又は申請を行う場合

- ① 指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書
- ② 指定地球温暖化対策事業者変更届出書
- ③ 所有事業者等届出書
- ④ 一般管理口座更新申請書
- ⑤ 振替可能削減量振替申請書
- ⑥ 義務充当申請書

✓ 連絡先の登録情報の会社・部署**以外**の登録情報の変更(※)

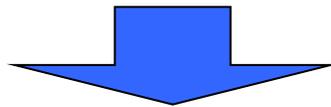
→ 「口座名義人等氏名等変更届出書」の提出は**不要**

※ 会社・部署**以外**の登録情報の変更については、相談窓口へのメール又は郵送による連絡が必要

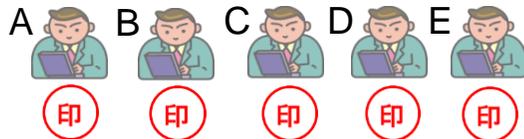
(5) 口座管理者による申請

口座管理者とは

- ✓ 口座管理者は、削減義務者に代わって、指定管理口座に係る申請(超過削減量の発行・移転、義務充当の申請など)を行うことができる。
- ✓ 削減義務者の同意があれば、誰でも口座管理者になることができる。
- ✓ 口座管理者の登録申請は、削減義務者全員の記名押印が必要

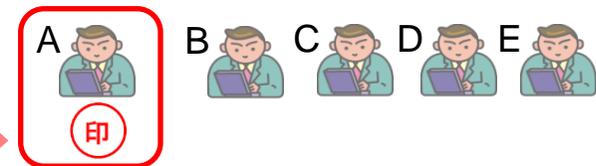


- ・口座管理者の登録後は、単独義務者の場合と同じ手続手順となる。



指定管理口座に係る申請手続は全ての口座名義人の連名である必要がある。

口座管理者を登録すると...



口座管理者Aは単独で指定管理口座に係る申請手続を代行可能

場面別必要な申請(1)

	ケース	必要な手続	
①	●口座連絡先の住所、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレスのいずれかが変わった	他に申請書を提出する予定がない 排出量取引に関する申請をする予定	メール又は郵送により必要な情報を連絡(申請書不要) 振替可能削減量振替申請書(申請書備考で変更届出を申請)
	●口座連絡先の所属の名称が変わった(組織改編なし、名称のみ変更)	指定管理口座の口座名義人(法人代表者)の変更を申請する予定	指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書(別紙により変更届出を申請)
	●口座連絡先の法人が変わった(A社からB社に変更)	他に申請書を提出する予定がない 排出量取引に関する申請をする予定	口座名義人等氏名等変更届出書 振替可能削減量振替申請書(申請書備考で変更届出を申請)
②	●組織改編があり、口座連絡先の担当者の所属名が変わった(営業部から総務部に変更)	指定管理口座の口座名義人(法人代表者)の変更を申請する予定	指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書(別紙により変更届出を申請)

場面別必要な申請(2)

	ケース	必要な手続
③	口座簿利用者番号を紛失し、システムで口座情報を閲覧できない	口座簿利用者番号等通知申請書
④	他社と排出量取引をしたい (指定管理口座にクレジットがある)	一般管理口座未開設 振替可能削減量振替申請書(指定⇒一般) 振替可能削減量振替申請書(一般⇒一般)
	一般管理口座開設済み	振替可能削減量振替申請書(指定⇒一般) 振替可能削減量振替申請書(一般⇒一般) <必要に応じて提出> (一般管理口座等に係る関連付け申請書 口座簿利用者番号等通知申請書)
⑤	法人代表者、法人住所の変更があった	指定管理口座及び一般管理口座を開設 指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書 (申請書一つで両口座の情報変更が可能)
	一般管理口座のみ開設	口座名義人等氏名等変更届出書

●2018年4月
から適用

5. クレジットの無効化についての 手続と留意事項



クレジットの無効化

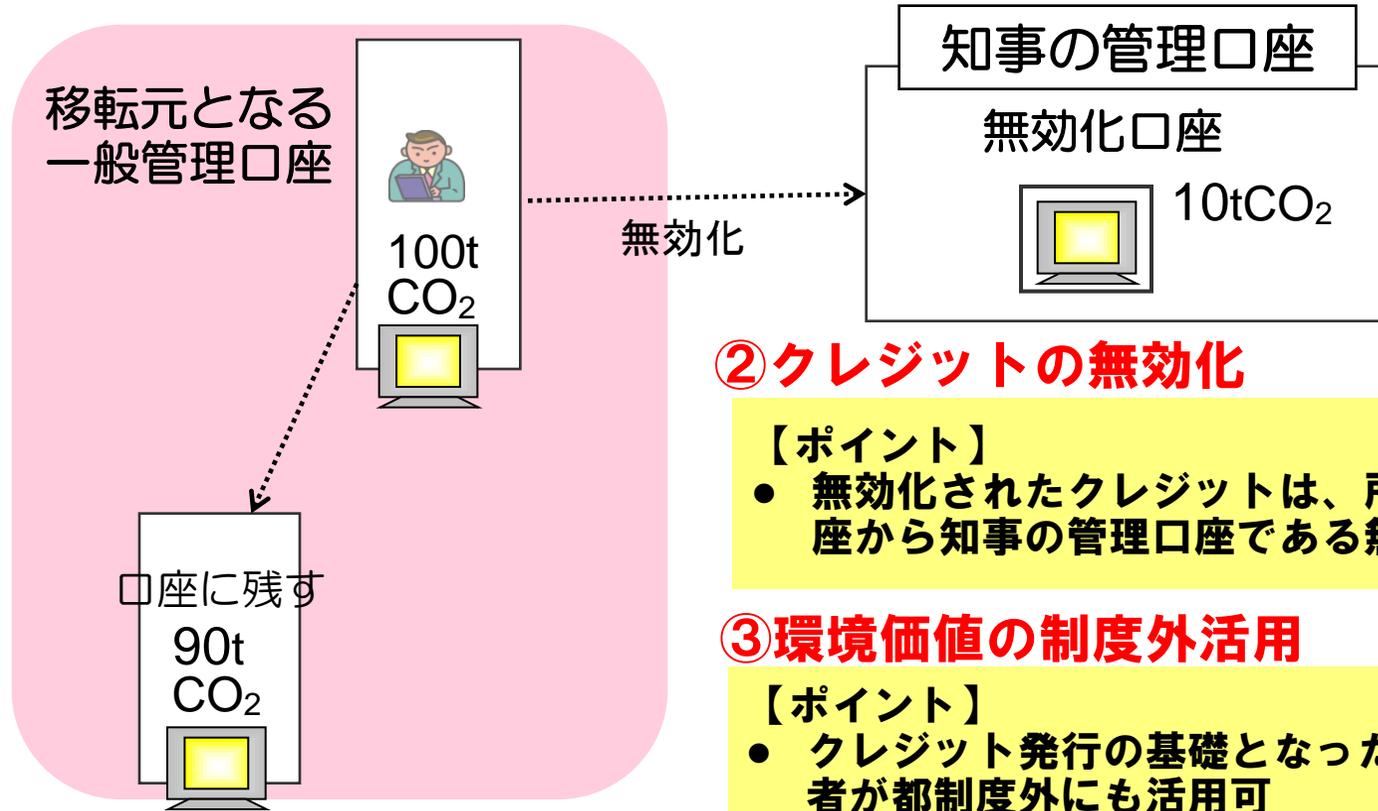
●2018年4月
から適用

2018年3月30日付規則改正により、一般管理口座に記録されている超過削減量及び都内中小クレジットについて、申請により無効化(※)することが可能となった。(※規則では、「記録移転」の語を使用)

●無効化

申請により、クレジットを本制度の義務充当に利用できない状態にすることで、当該申請者はカーボン・オフセット等、本制度の義務履行以外に、当該環境価値を活用することができる。

クレジットを義務履行以外で活用する場合



②クレジットの無効化

【ポイント】

- 無効化されたクレジットは、所有者の一般管理口座から知事の管理口座である無効化口座に移転

③環境価値の制度外活用

【ポイント】

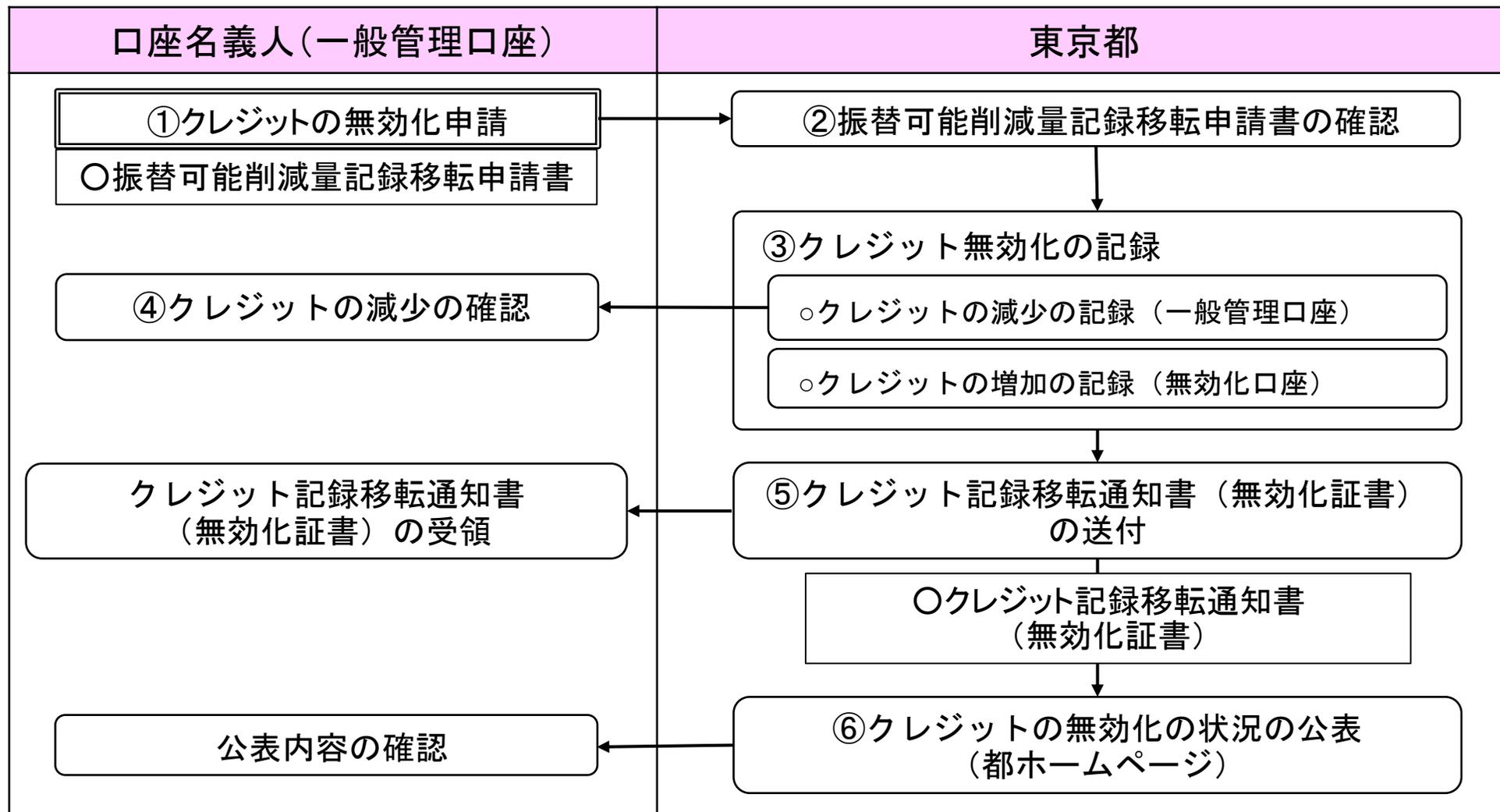
- クレジット発行の基礎となった環境価値を所有者が都制度外にも活用可
- 無効化されたクレジットは一般管理口座に戻せない。

①無効化できるクレジット

【ポイント】

- 一般管理口座に記録されているもの(自ら発行したものでなくても可)
- 対象クレジット: 超過削減量、都内中小クレジット、再エネクレジット(環境価値換算量)、都外クレジット

クレジットの無効化申請手続の流れ



無効化の申請手続(1)

● 申請者

振替可能削減量※が記録されている一般管理口座の口座名義人

- ✓ 無効化の申請は、無効化の目的ごとに行う。
- ✓ 複数の種類の振替可能削減量又は複数の口座に記録された振替可能削減量に対して記録移転の申請をまとめて行うことが可能
- ✓ 無効化を希望する振替可能削減量の識別番号を指定する。

※超過削減量及び都内中小クレジットに限る。

● 申請書類

振替可能削減量記録移転申請書

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/documents/mukouka.html

掲載URL



令和 年 月 日		
東京都知事 殿		
住所		
氏名		
◎		
(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)		
振替可能削減量記録移転申請書		
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の14第3項の規定により振替可能削減量を義務充当に利用しない旨次のとおり申請します。		
口 座 番 号		
振 替 可 能 削 減 量 に 係 る 情 報	種 類	
	数 量	t (二酸化炭素換算)
	識 別 番 号	~
移 転 の 原 因 と な る 事 由	振替可能削減量の無効化	
添 付 書 類	別添のとおり	
振 替 可 能 削 減 量 の 管 理 を 行 う 部 署 等 の 連 絡 先	会社名	
	郵便番号	
	住所	
	所属名	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
	備考	
※受付欄		

無効化の申請手続(2)

● 添付書類

無効化に係る情報の公表	振替可能削減量記録移転(クレジットの無効化)に係る情報の公表等について※1
<input type="checkbox"/> 座名義人の情報に変更があった者	印鑑証明書(発行後6か月以内のもの)※2
個人のうち、印鑑証明書から氏名及び住所が確認できない者	住民票(発行後6か月以内のもの)

※1 無効化を行ったクレジットの種類ごとの合計量(t-CO₂)、識別番号及び有効期間並びに無効化を行った時期については、東京都環境局ホームページの「制度実績の公表」に必ず公表される。

※2 既に提出しており、記載内容に変更がない場合は添付不要。印鑑証明書の内容(印影、商号、本店所在地、代表者氏名等)について、直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書(発行後6か月以内のもの)の添付が必要

無効化の申請手続(2)

● 提出物のイメージ

令和 年 月 日
東京都知事 殿

住所
氏名

(印)

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

振替可能削減量記録移転申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の14第3項の規定により振替可能削減量を義務充當に利用しない旨次のとおり申請します。

口 座 番 号		
振 替 可 能 削 減 量 に 係 る 情 報	種 類	
	款 量	t (二酸化炭素換算)
	識別番号	~
移 転 の 原 因 と な る 事 由	振替可能削減量の無効化	
添 付 書 類	別添のとおり	
振 替 可 能 削 減 量 の 管 理 を 行 う 部 署 等 の 連 絡 先	会社名	
	郵便番号	
	住所	
	所属名	
	担当氏名	
	電話番号	
	FAX番号 メールアドレス	
備考		
※受付欄		

振替可能削減量記録移転 (クレジットの無効化) に係る情報の公表等について

令和 年 月 日

住所
氏名

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

私は、クレジットの無効化に係る情報の公表等について、下記のとおり申告します。

記

1 無効化の申請を行ったものに関する情報の公表

口座番号の公表	希望する・希望しない
口座名義人の名称の公表	希望する・希望しない

2 用途等に関する情報

用途についての公表	希望する・希望しない
	【用途】 1 カーボン・オフセット (イベントのオフセット) 2 カーボン・オフセット (製品のオフセット) 3 カーボン・オフセット (その他) 4 その他 ()
	【無効化の目的】

※ 無効化を行ったクレジットの種類ごとの合計量 (t-CO₂)、シリアル番号及び有効期限並びに無効化を行った時期については必ず公表されます。
 ※ 公表希望については、各欄の「希望する・希望しない」いずれか1つに○をつけてください。
 ※ 用途について、1~4のいずれか1つに○をつけてください。その他の括弧内に記載した内容は公表されません。
 ※ 無効化の目的については、200文字以内で御記載ください。都からの通知書にそのまま転載されるので御注意ください。



③ 申請書の電子データ (CD-Rや電子メールの添付ファイル(2MBまで))
※USBは不可

印鑑証明書

(印)

名 称 株式会社東京〇〇
主たる事業所 東京都千代田区〇〇町一丁目1番1号
代表取締役 東京太郎
昭和〇年△月〇日 生

これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。

① 振替可能削減量記録移転申請書

② 振替可能削減量記録移転 (クレジットの無効化) に係る情報の公表等について

④ 印鑑証明書 (変更があった場合)

無効化の申請手続(3)

● 振替可能削減量記録移転(クレジットの無効化)に係る情報の公表等について

- ✓ 無効化を行ったクレジットの種類ごとの合計量(t-CO₂)、識別番号、有効期限及び無効化を行った時期については必ず公表される。
- ✓ 用途について、その他括弧内に記載した内容は公表されない。
- ✓ 無効化の目的は、都からの通知書にそのまま転載される。

● 提出書類

振替可能削減量記録移転(クレジットの無効化)に係る情報の公表等について

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/documents/mukouka.html

掲載URL



振替可能削減量記録移転(クレジットの無効化)に係る情報の公表等について	
令和 年 月 日	
住所 氏名	
〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕	
私は、クレジットの無効化に係る情報の公表等について、下記のとおり申告します。	
記	
1 無効化の申請を行ったものに関する情報の公表	
口座番号の公表	希望する・希望しない
口座名義人の名称の公表	希望する・希望しない
2 用途等に関する情報	
用途についての公表	希望する・希望しない
	【用途】 1 カーボン・オフセット(イベントのオフセット) 2 カーボン・オフセット(製品のオフセット) 3 カーボン・オフセット(その他) 4 その他()
	【無効化の目的】
※ 無効化を行ったクレジットの種類ごとの合計量(t-CO ₂)、シリアル番号及び有効期限並びに無効化を行った時期については必ず公表されます。 ※ 公表希望については、各欄の「希望する・希望しない」いずれか1つに○をつけてください。 ※ 用途について、1～4のいずれか1つに○をつけてください。その他の括弧内に記載した内容は公表されません。 ※ 無効化の目的については、200文字以内で御記載ください。都からの通知書にそのまま転載されるので御注意ください。	

無効化の申請手続(4)

● 通知書類

- ✓ 無効化の記録完了後、申請者宛てに「クレジット記録移転通知書(無効化証書)」を送付する。
- ✓ 「振替可能削減量記録移転(クレジットの無効化)に係る情報の公表等について」の無効化の目的は、都からの通知書にそのまま転載される。

無効化証書に記載される無効化したクレジットの情報



- クレジットの種類
- 数量(t-CO₂)
- 識別番号
- クレジットの有効期限
- 無効化の目的

東京都キャップ&トレード制度
クレジット記録移転通知書
(無効化証書)

殿

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の14第3項の規定により、クレジットを知事の管理口座に移転いたしました。
これにより、以下のクレジットの無効化が行われたことを証します。

種類	数量	識別番号	有効期限

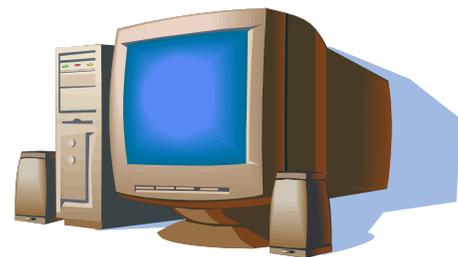
無効化の目的

令和 年 月 日
東京都知事

無効化申請の留意事項

- 無効化の申請は無効化の目的ごとに行う必要があります。
- 申請期限は無効化するクレジットの有効期限までです。
- 一度無効化を行ったクレジットは、取り消して再度一般管理口座に戻して義務履行に利用することはできないため、自らの事業所の義務履行の状況及びクレジットの有効期限を踏まえて、無効化を行う数量等については慎重に検討ください。
- 無効化されたクレジットは自らの責任において利用することとし、仮に当該クレジットの利用に伴って不利益を被る事態が生じた場合においても、都は一切の責を負いません。

6. 総量削減義務と排出量取引システムについて



総量削減義務と排出量取引システムとは

- ✓クレジットの量や取引履歴などの情報を記録し、管理する電子システム
- ✓インターネットを通じて、Webブラウザ上で操作できる。
- ✓口座開設者は、自らの事業所の義務履行状況のほか、自分が開設した口座に記録されているクレジットの量や取引履歴などを参照できる。
- ✓利用時間：開庁日（土日、祝日を除く）9:00から18:00まで
- ✓利用料：無料

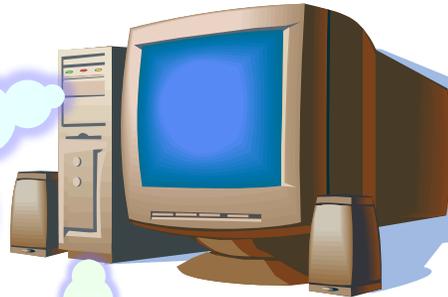
銀行口座のようなイメージ

<取引履歴>

<〇〇会社>

10/1 超過削減量 発行 100t

10/3 都外クレジット 移転 50t



<義務履行状況>

<〇〇ビル>

基準排出量：3,500t

2017年度排出量：3,000t

<クレジットの保有量>

<△△会社>

都内中小クレジット：100t

超過削減量：200t

掲載URL

<https://www9.kankyo.metro.tokyo.jp/CapAndTrade/tradingaccount/aut/h/TpPage>



システムのイメージ

東京都環境局

総量削減義務と排出量取引システム

総量削減義務と排出量取引システム - トップページ

総量削減義務と排出量取引システム

総量削減義務と排出量取引システムとは、東京都が実施する総量削減義務と排出量取引制度において、事業所ごとの削減義務履行状況の確認やクレジット等の管理等を行うシステムです。

» ログイン

» 操作マニュアル

トップページ

ログイン画面

口座が開設されると、東京都からユーザID（口座簿利用者番号）とパスワード（暗証番号）を記載した通知書が送付される。

ユーザIDとパスワードを紛失した場合は、「口座簿利用者番号通知申請書」の提出により再発行する必要があります。大切に保管してください。

東京都環境局

総量削減義務と排出量取引システム

ログイン

ユーザIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。

ユーザID

パスワード

» ログイン

システムで何ができるか

指定管理口座・一般管理口座が開設されると、次のことができる※1

※1 自分の口座のみ

＜指定管理口座＞

- ✓ 基準排出量、削減義務率などの参照
- ✓ 毎年度の温室効果ガス排出状況の参照
- ✓ 義務履行状況の参照

＜指定・一般共通＞

- ✓ クレジットの保有量の参照
- ✓ クレジットの取引履歴の参照
- ✓ 口座開設者情報の参照

＜一般管理口座＞

- ✓ 見積受付登録事業者照会の利用
- ✓ 移転の実行
- ✓ クレジットの無効化履歴の参照

メッセージ交換管理機能の追加により、電子メールを使わずに東京都とのメッセージやデータのやり取りが可能になりました。また、

- ・ 一般管理口座間でクレジットの移転実行が可能になった旨の通知
- ・ 指定管理口座から一般管理口座への移転完了の通知を受け取ることができます。

システムで何ができるか

指定管理口座が開設されると、次のことができる※1

※1 自分の口座のみ

<指定管理口座>

- ✓ 基準排出量、削減義務率などの参照
- ✓ 毎年度の温室効果ガス排出状況の参照
- ✓ 義務履行状況の参照

義務履行状況

		削減義務率以外の数値の単位はt-CO ₂						
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	整理期間	削減義務期間合計
適用区分		第二義務率	第二義務率	第二義務率	第二義務率	第二義務率		
事業所区分		I-2	I-2	I-2	I-2	I-2		
トップレベル事業所の認定区分								
電事法関連の適用区分								
決定及び予定の量	基準排出量	33,041	33,041	33,041	33,041	33,041		165,205
	削減義務率	15%	15%	15%	15%	15%		
	排出上限量							140,425
	削減義務量							24,780
実績	特定温室効果ガス排出量	23,334						23,334
	排出削減量	9,707						9,707
その他ガス削減量の								
義務充当量								
超過削減量の発行量								
取引を加味した排出削減量						9,707		9,707
超過削減量発行可能量						4,751		

超過削減量の発行可能量が一目でわかる

残りの削減義務期間における排出上限量

117,091 t-CO₂

システムで何ができるか

指定管理口座・一般管理口座が開設されると、次のことができる※1

※1 自分の口座のみ

(例)一般管理口座の画面

<指定・一般共通>

✓クレジットの保有量の参照

✓クレジットの取引履歴の参照

✓口座開設者情報の参照

■ クレジット情報			
クレジットシリアル番号 (FROM-TO)	クレジットの種類	クレジットの種類 (詳細)	クレジット量 (t-CO2)
130-10000000012345~ 130-19999999912345	再エネクレジット (その他削減量)	特定小水力	1,000

■ 検索結果					
選択	項番	取引完了日付	申請区分	移転実行状態	取引履歴番号
<input type="radio"/>	1	2015/08/01	移転	移転実行待ち	130-9876543210
<input type="radio"/>	2	2015/08/03	都から他自治体へ	-	130-9876543211
<input type="radio"/>	3	2015/08/15	発行	-	130-9876543212
<input type="radio"/>	4	2015/08/20	発行	-	130-9876543213

システムで何ができるか

一般管理口座が開設されると、次のことができる※1

※1 自分が開設した口座のみ

<一般管理口座>

✓見積受付登録事業者
照会

✓移転の実行

✓クレジットの無効化履歴
の参照

見積受付情報登録・変更

以下の入力フォームに登録又は変更の情報を入力してください。
「変更」ボタンを押すと、変更の情報を入力することができます。
入力後に「確定」ボタンを押してください。

選択	取扱 種別	見積受付事業者 としての登録	取扱クレジットの種類	連絡先	備考 (最大1,000文字) ※連絡先、PR等、ご自由に入力 してください。
<input checked="" type="radio"/>	購入	希望する	超過削減 額内中小クレジット 再エネクレジット(環境価値換算量) 再エネクレジット(その他削減量) 都外クレジット 埼玉連携クレジット	担当者: 大江戸花子 TEL: 03-▲▲▲▲- ■■■■■ メール: O.Hanako@▲▲.co.jp	お気軽にご相談くださ い。
<input type="radio"/>	販売	希望しない			

👉 売り手・買い手を
探すことができる！

この画面で登録した情報がシステム上に公開される。

一般管理口座が開設されると、次のことができる

✓ 移転の実行

振替可能
削減量
振替申請

移転手続
完了の
お知らせを
確認

移転の実行
(任意の
タイミング)

移転結果
の確認

システムメニュー画面

① 第2パスワード新規設定

第2パスワード新規設定/変更情報入力

現在の第2パスワードと、新規設定/変更後の第2パスワードを入力してください。
新規設定の場合は新規設定/変更後の第2パスワードのみ入力してください。

現在の第2パスワード	<input type="text"/>
新規設定/変更後の第2パスワード (必須)	<input type="text"/>
新規設定/変更後の第2パスワード (確認用) (必須)	<input type="text"/>

変更 戻る

③ 移転実行

取引履歴情報の詳細は以下のとおりです。

都の処理完了日付	2015/08/21
取引完了日付	2015/08/21
取引等の区分	移転
移転実行状態	移転実行待ち
取引履歴番号	130-2111111119

■ 移転元口座情報

口座番号	130-110-400000001-00
管理口座の種類	一般管理口座
口座名義人の法人名称	一般事業者法人名称4
口座名義人の代表者名 (個人氏名)	一般管理代表者名4
口座名義人の所在地 (住所)	港区新橋2-1-10

■ 移転先口座情報

口座番号	130-110-3076543210-00
管理口座の種類	一般管理口座
口座名義人の法人名称	一般管理事業者法人名称4
口座名義人の代表者名 (個人氏名)	一般管理代表者名4
口座名義人の所在地 (住所)	港区南青山1-1-9

この移転を実行する場合は、内容を確認の上、誤りがなければ第2パスワードを入力し「移転実行ボタン」を押してください。

■ 第2パスワードによる認証

第2パスワード

移転実行 戻る

② 取引履歴の検索

取引履歴情報の検索を行います。
検索条件を入力して、「検索」ボタンを押してください。

■ 検索条件入力

取引完了日付	(例) 20110401~20120331
取引履歴番号	(例) 130-8076543210
移転実行状態	<input checked="" type="checkbox"/> 移転実行待ち <input type="checkbox"/> 完了

検索 戻る

一般管理口座間の移転
の場合のみ。売り手が
作業を行う

口座簿利用者番号(ユーザID)・暗証番号を紛失した

- システムにログインするためのユーザID、初期暗証番号は「指定(又は一般)管理口座開設通知書」又は「指定地球温暖化対策事業所指定通知書」に記載あり
- 「口座簿利用者番号等通知申請書」により、ユーザIDの通知又は暗証番号の再発行が可能
 - ⇒「指定(又は一般)管理口座開設申請書」又は「指定地球温暖化対策事業所指定通知書」の「振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先」宛てに郵送
- 初期暗証番号でログインすると、暗証番号の変更が必ず求められる。
 - ⇒変更後、再度暗証番号の変更を行う場合は、一度ログアウトしてから作業を行うこと。その際、初期暗証番号を暗証番号として(再度)設定することは、セキュリティ対策上、推奨しない。

ユーザIDに関する注意点

口座に関するユーザID4種類

ユーザIDの種類	ユーザIDを持っている人	できること	通知方法
①指定管理口座の 口座名義人用ユーザID (口座簿利用者番号)	指定管理口座の 口座名義人	<ul style="list-style-type: none"> ・口座情報の参照 ・義務履行状況の参照 	通知書 (郵送)
②一般管理口座の 口座名義人用ユーザID (口座簿利用者番号)	一般管理口座の 口座名義人	<ul style="list-style-type: none"> ・口座情報の参照 ・クレジット振替の移転実行他 	通知書 (郵送)
③指定管理口座の 連絡先担当者用ユーザID	指定管理口座の 連絡先担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・メッセージ交換機能の利用 	メール
④一般管理口座の 連絡先担当者用ユーザID	一般管理口座の 連絡先担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・メッセージ交換機能の利用 	メール
⑤事業所連絡先 担当者用ユーザID	事業所の連絡先 担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・メッセージ交換機能の利用 ・計画書等ダウンロード機能の利用 	メール

口座情報一覧について

◀ トップページ ▶ 地球環境・エネルギー ▶ 大規模事業所における対策 ▶ 総量削減義務と排出量取引システムについて

総量削減義務と排出量取引システムについて

ページ番号：447-611-879

更新日：2018年12月17日

大規模事業所における対策

▶ クレジットの無効化

▶ 「東京ゼロカーボン4デイズin 2020」の実現と「東京2020大会カーボンオフセット」へのご協力に向けたお願い

▶ 制度概要

▶ 排出量取引

▶ 排出量取引の運用に関する専門家委員会

総量削減義務と排出量取引システムについて

総量削減義務と排出量取引システムとは？

総量削減義務と排出量取引システムは、東京都が実施する総量削減義務と排出量取引制度において、以下の内容について事業者の皆様にご利用いただけるシステムです。

- ①事業所ごとの削減義務履行状況の確認やクレジット等の管理等
- ②過年度分の「地球温暖化対策計画書」、「東京都☆省エネカルテ」及び「特定テナント評価通知書」のダウンロード

※利用時間：開庁日（土日、祝日を除く）9時から18時まで

※対象事業所ごとに担当者として登録している方に、都からID・パスワードを配布しております。御存じでない場合は下記お問い合わせ先まで御相談ください。

※①、②のID・パスワードは別々になっております。

- ・ 削減計画、計画、口座一覧等の公表（外部サイト）
- ・ 指定（特定）地球温暖化対策事業所の情報について利用時間以外の時間帯で参照したい方はこちらから（エクセル：673KB）

- ✓ 指定管理口座、一般管理口座の口座名義人や連絡先の情報を一覧化したもの
- ✓ 東京都環境局のホームページで閲覧できる。
- ✓ 原則、全ての管理口座について情報を公表する。

掲載URL

http://www.kanky.o.metro.tokyo.jp/c/limate/large_scal/e/system_top.htm



(例) 指定管理口座情報一覧 (PDF) イメージ

130-100-XXX-00 東京都庁 新宿区	口座名義人に係る情報				
	氏名(法人にあっては、名称)		住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
	東京都		東京都新宿区西新宿〇丁目△-× 〇〇ビル		
130-100-XXX-00 〇〇ビル	口座管理者に係る情報				
	氏名(法人にあっては、名称)		住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
	東京都		東京都新宿区西新宿〇丁目△-× 〇〇ビル		
振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先					
氏名又は会社名	所属名	電話番号	FAX番号	メールアドレス	
東京都	環境局	03-XXXX-XXXX	03-XXXX-XXXX	e-mail@metro.tokyo	
口座名義人に係る情報					
氏名(法人にあっては、名称)		住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
△△株式会社		東京都新宿区〇丁目△-× 〇〇ビル			

口座番号が分からなくなった場合はここから確認

排出量取引の情報は、東京都環境局HPから

トップ
分野別のご案内
申請・届出
条例・計画・審議会
データ・資料・刊行物
環境局について

[トップページ](#) > [地球環境・エネルギー](#) > [大規模事業所における対策](#) > 排出量取引

排出量取引

ページ番号：855-263-574

- ・ 「2019年度排出量取引説明会（新規担当者向け）を開催します！」 new
- ・ 「第2回東京都排出量取引セミナー&マッチングフェア2018」を開催しました。詳細は、[こちら](#)
- ・ 「平成30年度排出量取引説明会（新規担当者向け）」を開催しました。詳細は[こちら](#)
- ・ 排出量取引の運用に関する専門家委員会について
- ・ 都供給クレジットの販売
- ・ 排出量取引に関する御案内の送付について
- ・ 排出量取引入門パンフレット、制度動画
- ・ 排出量取引に関する説明資料
- ・ 義務履行に関する手続き
- ・ 排出量取引運用ガイドライン
- ・ 排出量取引の会計・税務処理
- ・ 排出量取引に関する調査結果（取引価格の査定結果等）
- ・ クレジット販売・仲介事業者
- ・ 排出量取引に関する法的な注意事項
- ・ 申請書類
- ・ 排出量取引の実績（発行量/件数、取引量/件数等）
- ・ 総量削減義務と排出量取引システム（管理口座一覧含む。）
- ・ お問い合わせ

大規模事業所における対策

- > クレジットの無効化
- > 「東京ゼロカーボン4デイズin 2020」の実現と「東京2020大会カーボンオフセット」へのご協力に向けたお願い
- > 制度概要

排出量取引

- > 排出量取引の運用に関する専門家委員会
- > 総量削減義務と排出量取引システムについて
- > クレジット等の創出
- > トップレベル事業所
- > テナント事業者の省エネ対策

制度実績の公表

- > 提出書類
- > 説明会・調査会情報

システムログインはこの先⇒

各申請様式はこちら⇒

排出量取引に関する御案内の送付について

平成27年8月上旬に特定地球温暖化対策事業者様宛に今後必要となる手続をまとめた「排出量取引に関する御案内」を郵送いたします。

掲載URL

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/trade/index.html



排出量取引に関する情報公開について

クレジットの発行量や取引量など、排出量取引及び無効化に関する情報を東京都環境局HPで公表しています。

＜制度実績の公表＞

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/data/index.html

に、「排出量取引に係る情報」としてPDFファイルを掲載



排出量取引に係る情報(2019年3月)

排出量取引に係る情報(2016年0月)

1 クレジット等の発行 (クレジット等の発行量(量の単位はt-CO₂)(平成28年度))

クレジット等の種類	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計	
	量	件数																								
経路削減量	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
都内中小クレジット	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
国はクレジット(環境省発行)	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
国はクレジット(その他削減)	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
都外クレジット	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
認定削減クレジット	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
合計	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000

(2) クレジット等の発行先(平成28年4月1日～0月0日)

口座番号	事業者の名称(法定登録口座) は国名輸入の名称(一般管理口座)	クレジット等の種類	発行量	発行月
XXXX	XXXXXX	XXXX	XXXX	0月

(3) オフセットクレジット等として事前申請を受けた量(平成28年0月0日)

国産CO ₂	削減	削減量(t-CO ₂)	削減率(%)	
			削減	削減
1000	1000	1000	1000	1000

2 クレジット等の移動量(量の単位はt-CO₂)(平成28年4月1日～0月0日)

(1) クレジット等の移動量

管理口間の種類	経路削減量		都内中小クレジット		国はクレジット(環境省発行)		国はクレジット(その他削減)		都外クレジット		埼玉連携クレジット		その他の削減量		合計
	移動量	件数	移動量	件数	移動量	件数	移動量	件数	移動量	件数	移動量	件数	移動量	件数	
認定削減クレジットから一般管理口座へ	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
一般管理口座間	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
埼玉連携クレジットから一般管理口座へ	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
認定削減クレジットから認定削減口座へ	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
合計	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000

(2) クレジット等の移動量(1-t-CO₂)(平成28年0月0日時点)

管理口間の種類	経路削減量		都内中小クレジット		国はクレジット(環境省発行)		国はクレジット(その他削減)		都外クレジット		埼玉連携クレジット		その他の削減量		合計
	移動量	件数	移動量	件数	移動量	件数	移動量	件数	移動量	件数	移動量	件数	移動量	件数	
認定削減クレジット	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	
一般管理口座	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	
認定削減クレジット	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	
認定削減クレジット	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	
合計	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	

- 大規模事業所における対策
 - クレジットの無効化
 - 「東京ゼロカーボン4デイズin 2020」の実現と「東京2020大会カーボンオフセット」へのご協力に向けたお願い
- 制度概要
- 排出量取引
- 排出量取引の運用に関する専門家委員会
- 総量削減義務と排出量取引システムについて
- クレジット等の創出
- トップレベル事業所
- テナント事業者の省エネ対策
- 制度実績の公表
- 提出書類
- 説明会・講習会情報

東京ゼロカーボン4デイズ in 2020

都は、CO₂を排出しない「ゼロエミッション東京」を目指し、東京2020大会の開会式・閉会式の4日間、都内全域で排出されるCO₂のオフセットに取り組めます。

加えて、東京2020組織委員会が取り組む、「東京2020大会のカーボンオフセット」についても、併せて協力していきます。

- 4日間に都内で排出される全てのCO₂は、約72万トン
- 東京2020大会の運営等に由来するCO₂は、約293万トン
- 東京都C&T制度対象事業者の皆さまから、クレジットの提供についてご協力いただき、排出されるCO₂をオフセット

東京ゼロカーボン4デイズ in 2020

クレジットを、本取組にご提供頂くと・・・

- ・ ご協力いただいた事業者全員に、**知事名の「御礼状」**を交付
- ・ 事業者の法人名（C&T制度における一般管理口座名義）、ご協力量を、**東京都環境局のホームページに掲載**
- ・ 事業者が作成・発行するIR報告書などの法定書類に、協力の事実を掲載可能
- ・ 寄付事業者のホームページ等で、“**東京都の取組に協力した**”旨、**公表可能**（公表できる内容が限定的となりますので、必ず募集案内の別紙を確認ください。）
- ・ 対象となるクレジットは「**超過削減量**」と「**都内中小クレジット**」に加え、「**再エネクレジット（環境価値換算量）**」「**都外クレジット**」が追加されました。

詳しくは、本日配布の募集案内又は東京都環境局のホームページをご覧ください。

ZC4D2020



相談窓口にお気軽にご相談ください！！

「総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口」では、排出量取引に関する相談をお受けしています。

- ✓口座の開設、取引に関する申請手続
- ✓クレジットの取引方法
- ✓会計税務の取扱い
- ✓クレジットの無効化に関すること
- ✓その他排出量取引に関すること
- ✓東京ゼロカーボン4 デイズin2020に関すること

<総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口>

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎 **20** 階南側

TEL : 03-5388-3438

FAX : 03-5388-1380

Email : ondanka31@ml.metro.tokyo.jp (制度全般に関係するご質問)

torihiki@ml.metro.tokyo.jp (取引制度・クレジットの無効化に関するご質問)